

前 期 基 本 計 画

(平成 26 年度～平成 30 年度)

第4章 基本計画

1. 計画実現のために

(1) 視点①「市民の参加と協働を進める」

～計画をみんなで共有し、みんなで目標に向かって歩む～

近年、地方分権の進展や少子高齢化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。また、これまで公共的サービスは行政が中心となって担ってきましたが、「公平」「一律」な行政サービスだけでは市民ニーズに対応できなくなっており、行政だけの力では“市民の幸せや地域の豊かさをより向上させていく”ことが困難になっています。

こうした中、市では「市民協働」を今後の「東御市」の進むべき道として捉え、「市民協働のまちづくりの指針」を策定する中で、共に“協働”して愛されるまち「東御市」をつくり育てていくことを目指してきました。

このたび策定する「第2次東御市総合計画・前期基本計画」は、このような「市民協働」の成熟を目指すための、まさに実行段階となる極めて重要な計画に位置づけられます。

これからは、市民と行政が互いに連携・協力し、相互に理解を深めながら総合計画に描く“まちづくり”の目標達成を目指し、ともに地域社会を支えていかなければなりません。

そのためには、「計画の共有」「自助・共助・公助による役割分担の実践」「進捗状況の協働管理」が何よりも重要になってきます。この3つのキーワードをみんなで共有して、「協働」してまちづくりを進めていきましょう。

① 計画の共有

→行政は市民に「第2次総合計画」を明らかにします。市民も計画の意義を理解し、お互いに計画を共有して計画の実現を目指します。

② 自助・共助・公助の役割分担の実践

→計画実現のため、地域における公共的課題の解決については、まずは個人ができることは自ら行い（自助）、できないことを周りの人々や地域で活動する団体等の協力や協働によって行う（共助）、それでもできない場合は行政等との連携によって行う（公助）による役割分担を進めます。

③ 進捗状況の協働管理

→計画実現のため、行政は計画の進捗状況を明らかにしていきます。この進捗管理にあたっては、市民参加を募って市民と行政が協働して管理を進めます。達成状況についてはお互いにチェックし合って、目標達成に向けた協力関係を育みます。

(2) 視点②「基本計画の成果を明らかにする」

～成果重視の行政評価システムによって、計画の実効性を高める～

限られた税收、地方交付税の不透明性、義務的経費の増加など、厳しい財政状況のもとでは、選択と集中により限られた行政資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に活用し、最小の費用で最大の効果を上げることが必要です。

また、自助・共助でも成し得ない部分を担う「公助」の行政運営に関しては、「成果」をより強く意識しなければ市民への説明責任を果たすことが困難になっています。

このたび策定する「第2次東御市総合計画・前期基本計画」では、このような「成果重視の行政経営」を展開するため、基本計画の進捗にあたって成果管理の仕組みを導入します。

この成果管理にあっては、「まちづくりの目標と手段の明確化」「PDCAサイクルによる計画の進行管理」が何よりも重要になってきます。この2つのキーワードに沿って計画の進行管理を実施します。

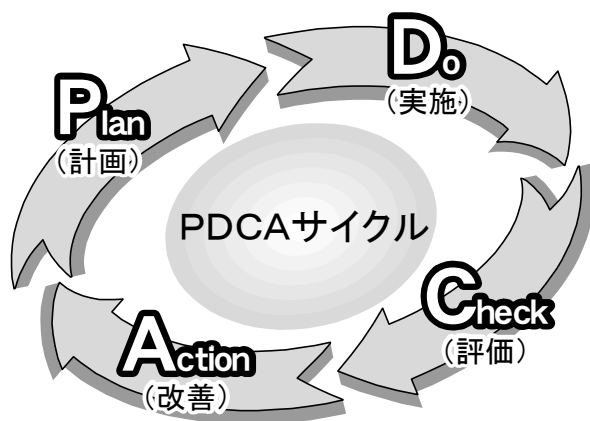
① まちづくりの目標と手段の明確化

→この成果管理をすすめるため、「行政分野別計画書」の構成は、その施策の目標となる「目指す姿」、その達成に向けた具体的な成果＝「まちづくり目標値（成果指標）」、その手段＝「施策展開の方針」と「主要事業」を明示し、施策目標達成のための目的と手段の連鎖構造を明らかにします。

② PDCAサイクルによる計画の進行管理

→この仕組みを運用するためには、目指す成果の達成状況について継続的な管理が必要となってきます。

そのため、成果の達成状況を「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「改善（Action）」というPDCAサイクルによって管理することにより、基本計画に定めた成果目標の達成状況をチェックしながら、目標達成に向けて事業の軌道修正や新規立案を自律的・継続的に行うことで、基本計画の目指す姿の実現に向けた取り組みを確実に前進させます。



○計画：総合計画に沿った分野別計画の策定、
施策目標達成に向けた事業の決定

○実施：事業の実施、予算執行

○評価：施策目標等に基づく事業効果の検証、
施策の進捗状況や課題等の整理

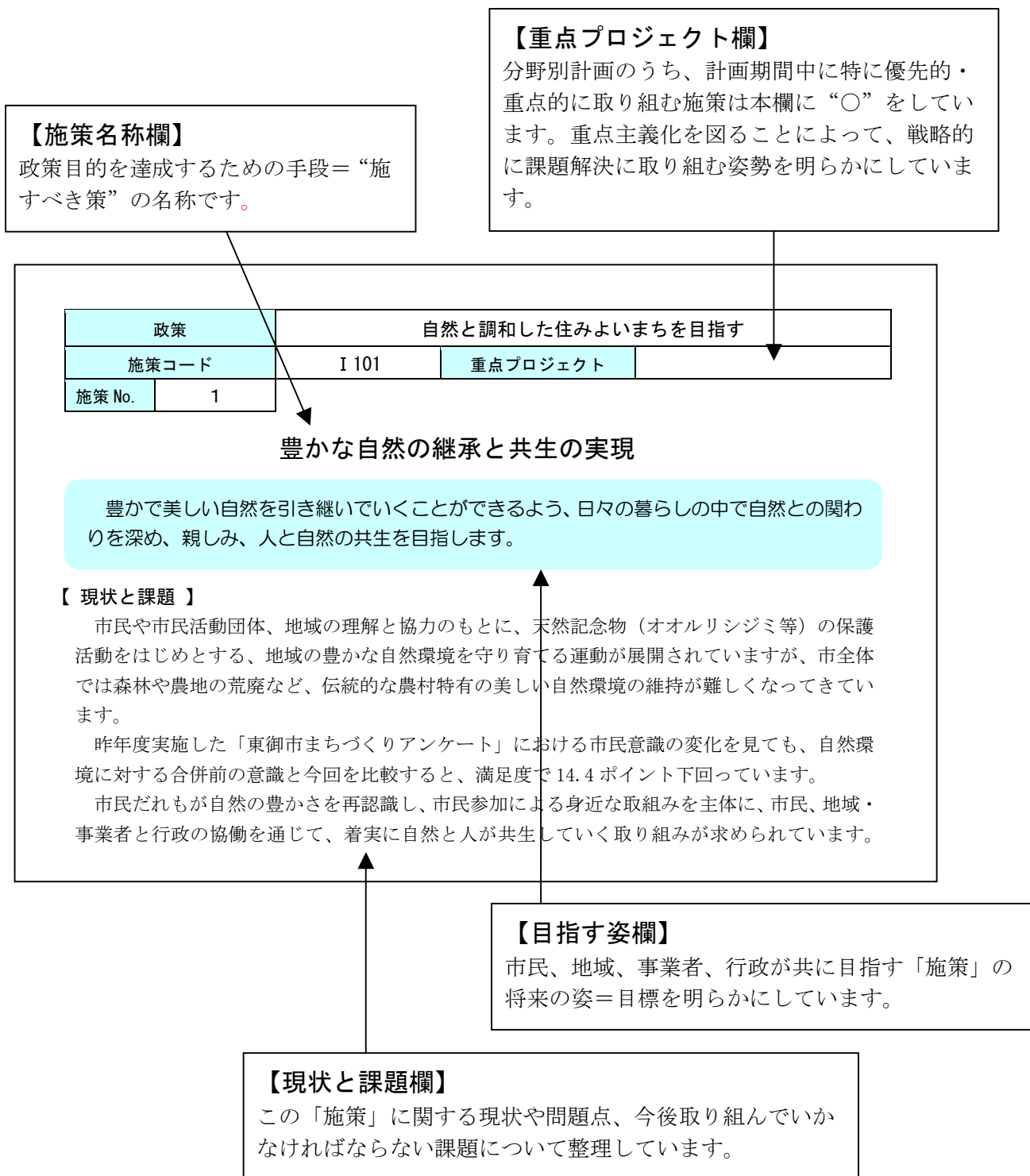
○改善：評価結果に基づいた事業の見直しや実
施方法の改善

2. 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に示した政策の目的を達成するための手段である「施策」の計画内容を示すものです。21 政策は 64 の施策によって支えられています。

この「施策」内容を示したものが「基本目標別計画書」であり、「目指す姿」、「現状と課題」、「施策展開の方針」、「まちづくり目標値」、「施策実現に向けたそれぞれの役割」、「主要事業」の 6 つの項目で整理し、計画期間中に取り組む内容を明らかにしています。

【基本目標別計画書の構成】



【施策展開の方針】

「現状と課題」を踏まえた上で、施策の「目指す姿」実現のために取り組む事務・事業のおよその方向を示すものです。この欄で方向づけられた取り組みは「主要事業」欄に掲げられます。

【まちづくり目標値】

「目指す姿」の実現に向けて目標を明らかにしています。この目標値は計画期間中の施策の達成度合いを測る“尺度”になります。数値化が可能な指標として、施策の中でも代表的な取り組みを設定しています。

【施策展開の方針】

環境を保全するとともに、市民が愛着や誇りをもつことのできる美しく快適な景観や環境づくりを進めます。また、自然と環境との共生を大切にしながら暮らしを楽しむ、新たなライフスタイルの普及や天然記念物の保護に努めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備考
環境保全活動参加人数	4,000 人	5,000 人	
自然環境保全市民提案型事業	0 事業	2 事業	
豊かな自然に対する市民満足度	67.2%	80%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	身近な自然に愛着を深める、環境負荷の軽減に取り組む
地域・事業者の役割	身近な自然、歴史的資産、天然記念物等の保存活用を中心とした活動の推進
行政の役割	市民主体の活動の実現に向けた情報提供、啓発活動 ----- 主管課 市民課・生涯学習課・地域づくり支援室 関連する個別計画 環境基本計画（とうみ環境プラン）

【施策実現に向けた主要事業】

- ・まちをきれいにする月間
- ・自然環境保全市民提案型事業（私のお勧めスポットマップづくり、親子自然観察会の企画等）
- ・有害帰化植物対策
- ・環境市民会議による環境学習会（各小学校）
- ・不法投棄パトロール
- ・満足度調査（アンケートの実施）
- ・天然記念物保護活動への支援

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

「目指す姿」実現に向けて、市民、地域・事業者、行政がそれぞれ果たすべき役割を示しています。この役割分担に従って行動し、互いに連携する「協働」によって施策の実現を図ります。

【施策実現に向けた主要事業】

「目指す姿」の実現のために取り組む主要な事務・事業を明らかにしています。社会情勢の変化やPDCAサイクルによって、この主要事業は毎年見直されます。

基本目標

I

豊かな自然と人が共生するまち

I-1 自然と調和した住みよいまちを目指す

I 101 豊かな自然の継承と共生の実現

..... 27

I 102 身近な水環境の保全と活用

..... 28

I 103 里山・森林の保全と活用

..... 29

I-2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す

I 204 ○ 地の利を活かした新エネルギーの活用の推進

..... 30

I 205 ○ ごみの適正処理と減量・資源化の推進

..... 31

政 策	自然と調和した住みよいまちを目指す				
施策コード	I 101	施策 No.	1	重点プロジェクト	

豊かな自然の継承と共生の実現

豊かで美しい自然を引き継いでいくことができるよう、日々の暮らしの中で自然との関わりを深め、親しみ、人と自然の共生を目指します。

【現状と課題】

市民や市民活動団体、地域の理解と協力のもとに、天然記念物（オオルリシジミ等）の保護活動をはじめとする、地域の豊かな自然環境を守り育てる運動が展開されていますが、市全体では森林や農地の荒廃など、伝統的な農村特有の美しい自然環境の維持が難しくなってきています。

昨年度実施した「東御市まちづくりアンケート」における市民意識の変化を見ても、自然環境に対する合併前の意識と今回を比較すると、満足度で 14.4 ポイント下回っています。

市民だれもが自然の豊かさを再認識し、市民参加による身近な取組みを主体に、市民、地域・事業者と行政の協働を通じて、着実に自然と人が共生していく取組みが求められています。

【施策展開の方針】

環境を保全するとともに、市民が愛着や誇りをもつことのできる美しく快適な景観や環境づくりを進めます。また、自然と環境との共生を大切にしながら暮らしを楽しむ、新たなライフスタイルの普及や天然記念物の保護に努めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
環境保全活動参加人数	4,000 人	5,000 人	
自然環境保全市民提案型事業	0 事業	2 事業	
豊かな自然に対する市民満足度	67.2%	80%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	身近な自然に愛着を深めます。環境負荷の軽減に取り組みます。		
地域・事業者の役割	身近な自然、歴史的資産、天然記念物等の保存活用を中心とした活動を推進します。		
行政の役割	市民主体の活動の実現に向けた情報提供、啓発活動。		
	主管課	市民課・生涯学習課・地域づくり支援室	
	関連する個別計画	環境基本計画（とうみ環境プラン）	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・まちをきれいにする月間
- ・自然環境保全市民提案型事業（私のお勧めスポットマップづくり、親子自然観察会の企画等）
- ・有害帰化植物対策
- ・環境市民会議による環境学習会（各小学校）
- ・不法投棄パトロール
- ・満足度調査（アンケートの実施）
- ・天然記念物保護活動への支援

政 策	自然と調和した住みよいまちを目指す				
施策コード	I 102	施策 No.	2	重点プロジェクト	

身近な水環境の保全と活用

身近な水環境を市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、自らの手で守り、親しむことができる環境を整え、うるおいと安らぎある市民生活の実現を目指します。

【 現状と課題 】

周辺住民や高校生を主体とする、河川の美化清掃活動や水生生物調査など、川を守る活動が行われていますが、河川へのごみの投棄は依然として多いのが現状です。また、河川の美化清掃活動にあたっては、河川改修等やヨシの繁茂、清掃活動の支障となる雑木が生えていることなどにより、清掃活動ができないといった課題も生じています。

水に親しむ憩いの場づくりの普及や環境美化推進のため、市民、地域・事業者、行政の連携によって、地域ぐるみの河川保全活動が定着するよう取り組みを進めることが必要となっています。

【 施策展開の方針 】

河川の機能が十分に発揮されるよう、河川の適切な管理を行うとともに、水質汚濁の防止や水辺環境の美化を図るため、市民・事業者の自主的な保全活動の支援や自然観察を通じた環境学習の推進を図ります。また、地域と行政の協働によって安らぎある親水空間としての活用に努めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
河川BOD平均値	1.12mg/1	1.12mg/1 以下	
市民提案型の親水空間整備事業	0 事業	2 事業	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	ごみのポイ捨て、不法投棄をしない意識を確立します。地域の清掃活動など環境美化活動へ参加します。		
地域・事業者の役割	地域や事業所周辺の清掃活動など、積極的に実施します。		
行 政 の 役 割	不法投棄禁止の啓発、清掃活動などの環境美化活動に対する支援。		
	主管課	市民課・建設課・上下水道課・地域づくり支援室	
	関連する個別計画	環境基本計画（とうみ環境プラン）	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・河川生物調査
- ・不法投棄パトロール
- ・市民提案型の親水空間整備事業
- ・河川パトロール
- ・水質に関する環境調査の実施
- ・ホタルマップの作成

政 策	自然と調和した住みよいまちを目指す				
施策コード	I 103	施策 No.	3	重点プロジェクト	

里山・森林の保全と活用

生活に身近な里山や森林などの自然を守り・育てることで、市民が楽しみ・交流できる森林環境を整え、森の恵みにあずかる市民生活の実現を目指します。

【現状と課題】

森林の保全については、適正な間伐と植樹等の森林整備を進めているものの、依然として荒廃している民有林・里山が多いのが現状であります。こうした森林の荒廃は生態系を変化させ、シカやイノシシ、熊、ハクビシンなどの生息数の増加をもたらし、農作物への被害を招いています。

森林の保全を広くPRして森林の管理を更に推進し、水資源のかん養、CO₂の排出抑制など、森林の持つ公益的機能の発揮や自然学習などを進めることが必要となっています。

【施策展開の方針】

森林の公益的機能を発揮させるために、森林の保全や松くい虫などの防除を積極的に進めるとともに、森林や里山を活用した環境学習を通じて、親しみが湧く里山づくりを進めます。

また、野生鳥獣との共生に配慮しながら農地への進入防止柵の設置及び市民、猟友会員による有害鳥獣の捕獲を支援し、農作物への被害対策に努めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
搬出間伐	30 h a	150 h a	年 25 h a 増
有害獣捕獲（イノシシ・シカ・ハクビシン）	187 頭	380 頭	年概ね 33 頭増

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	森林の公的機能を理解します。保全活動へ参加します。		
地域・事業者の役割	地域ぐるみの森林整備と保全を進めます。		
行政の役割	整備保全に対する補助、森林保全の啓発、松林の保全支援、猟友会活動に対する支援。		
	主管課	農林課	
	関連する個別計画	森林整備計画 鳥獣被害防止計画	

【施策実現に向けた主要事業】

・森林造成事業 ・森林税活用事業 ・松くい虫対策事業 ・緑の少年団活動

政 策	地球環境への負荷の少ないまちを目指す				
施策コード	I 204	施策 No.	4	重点プロジェクト	○

地の利を活かした新エネルギーの活用の推進

東御市の立地条件を活かして、環境に優しい新エネルギーへの転換を促進し、新エネルギーの普及拡大を目指します。

【現状と課題】

市では、東御市の豊富な太陽の恵みを最大限に活かす「創エネルギー」、省エネルギー・リサイクルを促進しエネルギー消費を抑制する「省エネルギー」、市民、事業者、行政がそれぞれの役割についての認識を深め、協力する「ヒューマンエネルギー」を3つの柱として推進しています。

市、事業者、市民等の各主体がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止対策を行うことにより、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、省エネルギーの徹底、太陽光・太陽熱・木質バイオマス等の新エネルギーの地産地消の実現などに取り組む必要があります。

【施策展開の方針】

東御市の地域性を生かし、自然・農村の景観を損なわぬ配慮のもとメガソーラーの設置など、太陽光発電の拡充を中心とした再生可能な新エネルギーの活用の推進を図るとともに、省エネルギーの促進なども併せて推進します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
住宅の太陽光発電システム導入	3,331 kW	7,000 kW	太陽光パネルの出力累計
事業所の太陽光発電システム導入	18 kW	780 kW	
既設防犯灯のLED化割合	1 %	35%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	新エネ意識、省エネ機器の導入とライフスタイルの見直しを進めます。		
地域・事業者の役割	共用施設への新エネ・省エネ機器導入、地域ぐるみの意識啓発を進めます。		
行政の役割	問題意識と情報の共有化、新エネ・省エネの普及啓発、システム導入や低炭素社会構築への誘導啓発。		
	主管課	市民課	
	関連する個別計画	地球温暖化対策地域推進計画 環境基本計画 10 カ年計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・地球温暖化対策推進事業
(太陽光発電システム、太陽熱高度処理システム、木質バイオマス・ストーブ設置補助)
- ・省エネルギー普及促進事業
(エコライフデイ実施、環境市民会議における小学校での環境学習会)・レジ袋削減運動の推進

政 策	地球環境への負荷の少ないまちを目指す				
施策コード	I 205	施策 No.	5	重点プロジェクト	○

ごみの適正処理と減量・資源化の推進

ごみの適正処理と減量化・資源化の推進に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進め、循環型社会の構築を目指します。

【現状と課題】

人口が減少しているにも拘わらず、平成 23 年度よりごみの量が微増傾向にあります。また、ごみの分別が徹底されず収集されないケースが依然として多いなど、市民の意識やモラルの低下も問題となっています。市民、事業者が、自らごみの発生・排出の抑制に取り組むとともに、分別の徹底に努めるモラルの向上に対する認識を深めていく必要があります。

また、行政はごみの減量と分別の徹底について効果的な啓発を進めるとともに、資源化に積極的に取り組むことが求められています。

【施策展開の方針】

処理施設の計画的な運営・管理によるごみ処理の適正化を進めるとともに、生ごみ分別処理システムの構築と資源化に向けた取り組みを進めます。市民、事業者に対するごみ分別の徹底と 4 R 運動^{注)} をはじめとするごみの減量に対する意識啓発を図ります。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
可燃ごみに占める生ごみの割合	32%	20%	年 4 回実施しているごみ質検査の平均値
可燃ごみの排出量	4,259t	3,846t	年間の可燃ごみの受入量の合計

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	ごみの発生を抑制します。ごみの減量、分別ルールを徹底します。		
地域・事業者の役割	ごみの発生抑制の推進、ごみステーションの管理、過大包装の抑制を進めます。		
行 政 の 役 割	ごみの発生抑制と減量、分別ルール徹底の啓発、市民への情報発信。		
	主管課	市民課	
	関連する個別計画	一般廃棄物処理基本計画 上田地域広域連合 ごみ処理広域化計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・生ごみ処理施設建設事業（生ごみの分別収集及び処理）
- ・広報、出前講座、ごみ減量アドバイザー育成などの啓発事業
- ・生ごみ処理機器設置補助金交付事業
- ・食品包装の簡素化運動の推進

注) 4 R 運動：ごみになるものは買わない、使わない、もらわない（Refuse＝断る）、どうしても必要なものだけを買う、使う（Reduce＝減らす）、使えるものは何度でも使う（Reuse＝繰り返し使う）、回収して一度原料に戻してから製品化する（Recycle＝資源として再利用する）の運動。

基本目標

Ⅱ

安全、安心の社会基盤が支える 暮らしやすいまち

Ⅱ-1 快適で暮らしやすいまちを目指す

Ⅱ 106	秩序ある土地利用の推進		33
Ⅱ 107	○ ゆとりある住環境づくりの推進		34
Ⅱ 108	○ 安全・快適な道路環境の整備		35
Ⅱ 109	公共交通の利便性の向上		36

Ⅱ-2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる

Ⅱ 210	○ 水道水の安定供給		37
Ⅱ 211	○ 下水道事業の経営基盤の充実		38

Ⅱ-3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す

Ⅱ 312	防災意識の高揚と防災体制の充実		39
Ⅱ 313	○ 災害に強い地域づくりの推進		40
Ⅱ 314	地域消防体制の充実		41
Ⅱ 315	地域防犯活動の推進		42
Ⅱ 316	安心な消費生活への支援		43

政 策	快適で暮らしやすいまちを目指す				
施策コード	II 106	施策 No.	6	重点プロジェクト	

秩序ある土地利用の推進

地域の特性を活かした個性あるまちづくりを考慮しながら、豊かな自然環境と都市的環境が調和した秩序ある土地利用を目指します。

【 現状と課題 】

国土利用計画に基づき、市街地及び周辺地域、田園集落地域並びに森林地域の3地域に区分し土地利用が進められていますが、その中で、一部の地域では農地などの自然的土地利用と宅地などの都市的都市利用との混在が生じており、秩序ある土地利用の誘導が必要となっています。

また、現行の「国土利用計画（東御市計画）」や個別計画で、それぞれ土地利用の方針を定めていますが、人口減少や地球環境への負担軽減など、社会情勢の変化に即した見直しを行う必要があります。

【 施策展開の方針 】

国土利用計画（東御市計画）を見直し、自然環境や地域の特性に配慮した総合的かつ計画的な土地利用方針を掲げ、地域整備施策を推進します。また、自然的土地利用と都市的土地利用の均衡のとれた秩序ある土地利用を進めるため、法令等に基づいた適正な土地利用の規制・誘導を行うとともに、優良農地の確保や森林の保全に配慮しながら、交通網と連動した市街地の形成や、周辺の生活拠点の整備など、将来を見据えたまちづくりを進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
国土利用計画・地域整備施策の着手率	—	100%	
都市計画マスタープランの整備方針に基づき着手した施策の割合	50%	75%	
農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の農用地等面積	2,742ha	2,737ha 以上	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	土地利用計画への理解と意識を高めます。		
地域・事業者の役割	自然環境や地域全体の利便性の向上等を踏まえた土地の利用を進めます。		
行 政 の 役 割	地域の特性に応じた秩序ある土地利用の規制・誘導。		
	主管課	企画財政課、建設課、農林課	
	関連する個別計画	国土利用計画、都市計画マスタープラン 農業振興地域整備計画	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・国土利用計画（東御市計画）の見直し
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・農業振興地域整備計画に基づく農業地域の保全
- ・国土調査事業

政 策	快適で暮らしやすいまちを目指す				
施策コード	II 107	施策 No.	7	重点プロジェクト	○

ゆとりある住環境づくりの推進

良質な居住空間を確保するため、公園緑地の維持管理や緑化を推進するとともに、景観に配慮した適正な開発指導や公営住宅の整備を進めることで、誰もがゆとりを感じるができる住環境の形成を目指します。

【 現状と課題 】

24 年度実施した「東御市まちづくりアンケート」における市民意識の変化を見ると、「公園・広場・子ども遊び場」と「街並みと景観」に関する満足度が、合併前の調査に比べいずれも下回っている現状があります。

公園整備や老朽化した公営住宅の建て替えなど、すこやかに暮らせる生活空間の創出に取り組んでいく必要があります。また、「景観」に対する意識を高め、屋外広告物の規制や街並み住民協定など、恵まれた自然環境に調和した歴史的・文化的風致の維持・向上を図る必要があります。

【 施策展開の方針 】

「公園施設長寿命化計画」・「市営住宅長寿命化計画」に基づき、公園や市営住宅等の市民の住環境を支える施設の計画的な整備と適正な維持管理を進めます。また、市民が愛着と誇りをもてる美しい景観をつくるために、市民団体等と連携して市民の景観に対する意識啓発を図ります。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
市営住宅日向が丘団地建て替え	0 棟 (0 戸)	8 棟 (43 戸)	全 10 棟 (51 戸)
都市公園の長寿命化修繕	0 箇所	6 箇所	全 30 箇所

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	景観・緑化に対する意識を高めます。	
地域・事業者の役割	景観等に関する規制の遵守、緑化活動の推進を図ります。	
行 政 の 役 割	緑化推進に対する支援、施設のバリアフリー化の促進。	
	主管課	建設課
	関連する個別計画	公園施設長寿命化計画 市営住宅長寿命化計画 歴史的風致維持向上計画 都市計画マスタープラン

【 施策実現に向けた主要事業 】

・公園整備事業 ・市営住宅建設事業 ・景観形成事業

政 策	快適で暮らしやすいまちを目指す				
施策コード	II 108	施策 No.	8	重点プロジェクト	○

安全・快適な道路環境の整備

市民生活の利便性の向上と地域の経済活動を支える道路網の整備を行い、快適で人に優しい道路環境を目指します。

【 現状と課題 】

昨年度行った「まちづくりアンケート」の中で、「道路整備」「交通安全施設」に関する市民意識は、合併前と比較して不満の割合が2割減少しています。生活の基盤となる道路については、将来の交通需要などを踏まえた整備が求められています。

市内幹線道路のうち、国道・県道は歩道等の整備に対する要望が多くあります。また、市道については地域間の連絡性を強化する整備を行う必要があります。

生活道路は、区の長期事業計画に基づいて整備を進めることで、一定の成果が得られているものの、区からの要望は減少していませんので、引き続き整備を進める必要があります。

【 施策展開の方針 】

国道・県道については、効率的・効果的な整備を道路管理者へ要望をしていきます。市道については、歩行者の安全確保や歩道の段差解消等のバリアフリー化に考慮して体系的な整備を進め、市民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、交通安全を確保するための安全施設の整備、橋りょうの計画的な維持・修繕を進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
通学路安全対策着手率 ^{注)}	45%	100%	
橋梁長寿命化修繕	2 橋	16 橋	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	道路整備等に関する意見要望を提案します。道路清掃等へ協力していきます。		
地域・事業者の役割	道路等整備に関する集落調整、整備事業に対する協力を進めます。		
行 政 の 役 割	区・地域要望の仕分け、県等への要望活動、事業の効率的な実施。		
	主管課	建設課	
	関連する個別計画	橋梁長寿命化修繕計画 道路整備計画	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・道路整備事業
- ・道路交通安全施設整備事業
- ・道路維持管理事業
- ・道路後退用地整備事業

^{注)} 通学路安全対策着手率：平成24年度に実施した緊急合同点検で確認した要対策箇所（11箇所）のうち、安全対策に着手した割合を示しています。

政 策	快適で暮らしやすいまちを目指す				
施策コード	II 109	施策 No.	9	重点プロジェクト	

公共交通の利便性の向上

日常生活に必要な公共交通サービスを確保し、公共交通の利便性の向上を進め、持続可能な公共交通サービスの構築を目指します。

【現状と課題】

平成 18 年度から運用を図っている現行の交通システムは、デマンド交通と定時・定路線交通の 2 つの運行方式を公共交通の手段として、デマンド交通にあっては利用者宅の戸口から目的地の戸口までの乗合移送を、定時定路線バスにあっては朝夕の通勤・通学の交通手段を確保することで利用者から一定の評価を得ています。

しかし、少子化の進展と多くの人が自家用車を交通手段としている現状、公共交通機関の利用の減少に伴う収益の悪化により、鉄道・バスの便は縮小せざるを得ない状況があります。

公共交通の維持・活性化を進めるためには、公共交通を地域資源として捉え、市民・地域・行政が一体となって社会全体で支えていく仕組みが必要になっています。

【施策展開の方針】

市民ニーズや社会情勢を的確に捉え、公共交通サービスの提供者との調整を図りながら、運行ルートや運行時間・便数などについて地域の実情に応じた公共交通体制を見直し、日常生活に必要な地域の公共交通サービスの維持・強化を進めます。また、地域全体で移動手段を支える仕組みを検討します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
新たな公共交通システムの運用方針決定	—	100%	
デマンド交通年間利用者数	41,021 人	42,000 人	
鉄道・バスの便の市民満足度	19.8%	30%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	公共交通を積極的に利用し、公共交通が担う役割を理解します。		
地域・事業者の役割	協働による移動手段の検討と公共交通への関心を高めます。		
行政の役割	市民生活に必要な運行の確保・維持・改善と運行計画の策定。		
	主管課	商工観光課、福祉課	
	関連する個別計画	交通システム運行計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・交通システム運行費補助事業
- ・交通システムに関する調査、研究事業
- ・しなの鉄道㈱生活交通改善地域連携事業
- ・地域公共交通会議と共に地域交通を研究する協働組織の設置検討

政 策	暮らしの安心を支える上下水道をつくる				
施策コード	Ⅱ 210	施策 No.	1 0	重点プロジェクト	○

水道水の安定供給

水道施設の健全化、水源の管理及び保全整備により、安全な水道水の安定供給を目指します。

【現状と課題】

本市の水道水は、豊かな自然環境の山林や地下に蓄えられている、「湧水と深井戸水」によりまかなわれています。水道水の安定供給のため、水源の維持管理や施設整備を進めておりますが、施設の老朽化の進行に伴い、計画的に施設の更新を進めるとともに、施設の耐震化など災害に強い水道を目指した取り組みも課題となっています。

また、施設の整備計画や経営状況など、公営企業^{注)}としての情報提供を行い、市民の信頼に応えるための広報活動も課題となっています。

【施策展開の方針】

安全な水道水の安定供給を行うため、施設の耐震化を含め、老朽化対策を計画的に進めます。

また、水道事業の広報活動等により、水道事業の運営が市民に身近なものになることに努め、給水サービスの向上を図ります。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
有収率(※)	84.6%	85.1%	
災害時応急給水施設の整備率	20.0%	40.0%	新屋配水池(全体5箇所の内、出場配水地は完了)

(※2) 有収率とは、水道施設から配水した水量に対し、料金徴収の対象となった水量の割合。数値が高いほど効率的です。(有収水量÷配水量)×100(単位：%)

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	水道水の使用への関心をもち、水道事業への理解を深めます。	
地域・事業者の役割	水道水の使用への関心をもち、水道事業への理解を深めます。	
行政の役割	施設の計画的改修と健全な経営、水道事業の市民への情報提供。	
	主管課	上下水道課
	関連する個別計画	水道ビジョン(平成22年度～平成31年度)

【施策実現に向けた主要事業】

- ・老朽化施設更新事業
- ・施設耐震化事業
- ・応急給水拠点配水池整備事業
- ・水道ビジョンの見直し
- ・広報活動事業

注) 公営企業：地方公共団体により経営される水道事業は、公営企業として一般会計から独立して運営されており、水道料金で運営されています。

政 策	暮らしの安心を支える上下水道をつくる				
施策コード	Ⅱ 211	施策 No.	1 1	重点プロジェクト	○

下水道事業の経営基盤の充実

下水道事業の適切な維持管理と計画的整備、事業経営の健全化を進め、快適な生活環境を確保するとともに、河川などの水環境の保全を目指します。

【現状と課題】

市の下水道事業は、平成 25 年 4 月 1 日現在で普及率 100%、水洗化率は 91.35%となっていますが、人口減少が進み料金収入が期待できない中で、施設の老朽化が進行し維持管理費が年々増大している状況があり、一層の効率化が求められています。

下水道施設は生活並びに社会基盤としてその機能を永久に維持していく必要があるため、その資産維持の方法に関して、適正かつ効率的な管理手法が必要になっています。

【施策展開の方針】

長期的視点に立ち、下水道施設の統合を進めることにより、地域の実情に合った効率的な下水道事業を推進し、処理施設の効率的な維持管理など経営基盤の安定と強化を図ります。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
水洗化率	91.35%	93.5%	
処理場数	17 箇所	15 箇所	下水道施設統合による減

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	水洗化を図り、適正な下水道使用を進めます。		
地域・事業者の役割	水洗化の推進、適正な下水道使用を進めます。		
行 政 の 役 割	水洗化意識の啓発と水洗化の推進、処理施設の効率的な維持管理。		
	主管課	上下水道課	
	関連する個別計画	「水循環・資源循環のみち 2010」構想	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・水洗化普及促進のための広報事業
- ・下水道施設の統合事業
- ・下水道施設長寿命化事業

政 策	暮らしの安全がひろがるまちを目指す				
施策コード	Ⅱ 312	施策 No.	1 2	重点プロジェクト	

防災意識の高揚と防災体制の充実

すべての市民が防災意識をもち、関係機関と連携、協力して対応できる総合的な防災体制の確立を目指します。

【現状と課題】

本市は、大きな災害が少ない地域ではありますが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、市民の防災意識が高まりつつあります。今後は自主防災組織を含め、防災に関する『地域の助け合い』の仕組みをどのように構築していくかが課題となっています。

また、防災情報や避難情報の提供に関しては、FM 放送による情報伝達システムが確立され、メール配信サービスと合わせて、重層的な防災情報の伝達手段が構築されていますが、配布率が市内全世帯の約 7 割にとどまっているため、市の防災対策に対する考えの周知と関心の薄い層への啓発が課題となっています。

【施策展開の方針】

災害発生時に日常生活が全面的に麻痺しないよう、市民が日頃から主体的に地域の状況を把握し、災害時の混乱、被害を最小に留めるための自助、市民共助体制の構築を推進し、地域防災力の向上を推進します。

また、行政は市民の避難場所等への情報伝達、救出・救護活動、物資輸送方法等の確保など、災害時に迅速に機能する体制の構築を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
市防災訓練参加者数	5,809 人	6,400 人	
緊急防災ラジオ配布率（世帯）	70.7%	80.0%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	食品・飲料水等の備蓄を進めます。 防災訓練への参加などを通じ「自助」意識を高めます。		
地域・事業者の役割	市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという「共助」意識を高めます。		
行 政 の 役 割	災害による人的被害、経済被害を軽減する「減災」のための防災体制の充実。		
	主管課	総務課、企画財政課、消防課	
	関連する個別計画	地域防災計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・市防災訓練の実施事業
- ・防災設備、資材の拡充事業
- ・防災知識普及、啓発活動事業

政 策	暮らしの安全がひろがるまちを目指す				
施策コード	Ⅱ 313	施策 No.	1 3	重点プロジェクト	○

災害に強い地域づくりの推進

河川の改良や修繕、雨水排水対策を推進することで水害に強い安全な地域の形成を目指します。また、建築物等の耐震化事業を促進し、大規模地震の発生に備えた安全性の向上を目指します。

【現状と課題】

河川については、各管理者（県・市）が計画的に整備を進めています。また、雨水排水対策については、概ね市内の現況調査と基本計画の策定が完了しています。しかし、いずれも地域からの要望が数多くあり、順次整備を進める必要があります。

建築物等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の基本方針に基づき、平成 27 年度までに一般木造住宅の 9 割と全ての避難所施設の耐震化を目指して耐震改修を促進しています。また、農業用ため池については、管理者と協議のうえ順次、耐震性能の点検を実施する必要があります。

【施策展開の方針】

水害から市民を守るため、市が管理する河川や雨水排水路は計画的な整備を進めるとともに、一級河川等については管理者である県へ要望を行います。また、建築物の耐震化促進やため池の耐震診断を行い、地震災害に備えます。

国の交付金事業等の活用を図りながら災害に強い安全な地域の形成を目指します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
雨水渠の整備	2,780m	2,830m	整備延長
木造住宅耐震診断件数	406 棟	1,000 棟	
ため池耐震性点検	0 カ所	9 カ所	人家に直接的な被害が予想されるもの。

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	河川・水路等に関して意見要望を提案します。河川清掃等へ協力します。		
地域・事業者の役割	河川・水路等整備に関する集落調整、整備事業に対し協力します。		
行政の役割	区・地域要望の仕分け、県等への要望活動、事業の効率的な実施。		
	主管課	建設課、農林課、上下水道課	
	関連する個別計画	東御市耐震改修促進計画	
		東御市都市計画マスタープラン 東御市公共下水道事業計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・河川整備事業
- ・排水路整備事業
- ・住宅・建築物耐震化促進事業
- ・震災対策農業水利施設整備事業
- ・治山治水対策事業

政 策	暮らしの安全がひろがるまちを目指す				
施策コード	II 314	施策 No.	1 4	重点プロジェクト	

地域消防体制の充実

地域の安全を守る消防団組織を維持し、多様な火災発生や生命の危機に迅速に対応できる消防機能を目指します。

【現状と課題】

火災や地震等の災害発生の初期段階において、消防団は地域に密着し、重要な役割を果たすものです。

そのため、装備品や施設等の更新を計画的に実施し、消防団の活動環境の充実を図っていますが、消防団員が減少傾向にあり、地域の防災力は弱まっているのが現状です。

地域における消防団の重要性や活動のPR・啓発活動を通して、若い人や女性の加入促進を図り、消防団の活性化と担い手を育成していくなど、防災対策の一層の充実が求められています。

【施策展開の方針】

広域の常備消防と消防団が連携を深めながら、市民、事業者・地域に対して、消防団に対する理解を向上させることに重点をおいた広報活動を進め、消防団員を確保します。

また、消防団と自主防災組織の相互連携による消防団活動をサポートする仕組みの構築を推進します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
消防団員数	784 人	800 人	
消防団協力事業所 ^{注)}	43 事業所	50 事業所	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地域の安全・安心を守る消防団活動に対する理解を高めます。
地域・事業者の役割	地域社会貢献として消防団員の確保と活動に対する理解・支援を進めます。
行政の役割	常備消防との連携と消防団の活動環境の充実。
	主管課 消防課
	関連する個別計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・消防団協力事業所普及促進事業
- ・消防団員研修交流事業
- ・消防団活動啓発及び団員募集事業
- ・消防団員福利厚生事業
- ・消防団組織体制の検討

^{注)} 消防団協力事業所：消防団活動に協力している事業所のうち、一定の基準を満たす事業所について、市が認定して表示証を交付し、その事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価する制度。

政 策	暮らしの安全がひろがるまちを目指す				
施策コード	Ⅱ 315	施策 No.	1 5	重点プロジェクト	

地域防犯活動の推進

市民が安心して暮らせるよう、警察と連携した地域ぐるみの活動のもと、犯罪のないまちを目指します。

【 現状と課題 】

昔ながらの血縁・地縁関係が比較的残る本市においても、地域における人間関係の希薄化が次第に進みつつあります。地域における事故や犯罪を未然に防ぐためには、地域の支え合いや連帯感を醸成し、地域に暮らすだれもが「地域の安全は自分たちで守る」という意識をもつことが必要ですが、地域における連帯感の希薄化や、万が一犯罪に遭遇したときに取るべき対処方法や相談先についての知識を市民一人ひとりが身につけていくことが課題となっています。

防犯に対し地域住民への意識啓発を行うとともに、地域、学校等の各団体それぞれの自主的な活動を活性化させるとともに、その活動を効果的に進めるため、各団体が連携を深められる取組みを促進していく必要があります。

【 施策展開の方針 】

警察等と連携した啓発活動を進め防犯意識の高揚を図るとともに、地域主体の防犯パトロールや子どもたちを見守る市民活動を促進し、地域防犯力を高めます。また、防犯性に配慮した環境づくりが重要であることから、防犯灯の設置など犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
東御市内での犯罪（刑法犯）の発生件数	233 件	220 件	
防犯灯の新規設置数	10 基	35 基	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	防犯意識の向上、地域防犯活動へ積極的に参加します。
地域・事業者の役割	地域防犯活動の連携・実施、事業所活動における防犯活動を推進します。
行 政 の 役 割	地域防犯活動の促進・支援。
	主管課 市民課 関連する個別計画

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・防犯灯設置事業の推進
- ・防犯状況提供の推進
- ・地域防犯活動の連携、拡大の推進

政 策	暮らしの安全がひろがるまちを目指す				
施策コード	II 316	施策 No.	1 6	重点プロジェクト	

安心な消費生活への支援

市民一人ひとりが、消費生活に関する正しい知識を身につけ、自立した消費者として、安心な消費生活の実現を目指します。

【現状と課題】

市民の消費生活の安全については、平成 21 年に消費者庁が発足するなど、全国的にも関心と注目が集まっています。

市では、消費生活相談窓口を設置し市民からの相談を受け付けていますが、多様化、複雑化する悪質商法に対応するため、消費生活相談員のレベルアップなどの消費生活の相談体制の充実と、消費者被害の救済へつなげていくための関連機関との連携体制の充実を図ることが求められています。

【施策展開の方針】

消費者トラブルに巻き込まれないよう、また市民が消費生活に関する知識を身につけられるよう、情報の提供など消費者意識の啓発を進めます。また、複雑化する消費生活相談に対応するため、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
消費生活相談によって解決が図られた相談の割合	85%	95%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	消費生活に必要な知識を修得します。		
地域・事業者の役割	消費者の安全、消費者との取引における公正を確保します。		
行 政 の 役 割	消費者相談窓口体制の充実。		
	主管課市民課		
	関連する個別計画		

【施策実現に向けた主要事業】

- ・消費生活相談機能の整備、強化
- ・消費生活相談窓口における相談体制の整備
- ・消費生活相談員のレベルアップ
- ・消費者被害防止のための教育、啓発

基本目標

Ⅲ

子供も大人も輝き、人と文化を育むまち

Ⅲ-1 安心して子どもを生み育てられるまちを目指す

Ⅲ117	○ 子育て支援の核となるセンター機能の充実	 45
Ⅲ118	○ ファミリーサポート体制の構築	 46
Ⅲ119	発達特性を持つ子どもへの早期療育支援体制の構築	 47
Ⅲ120	○ より豊かな幼児教育、保育の実践	 48

Ⅲ-2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

Ⅲ221	○ 子どもたちの安全で安心な居場所づくり	 49
Ⅲ222	○ 安全・安心な教育環境の整備	 50
Ⅲ223	○ 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進	 51
Ⅲ224	○ 確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進	 52
Ⅲ225	○ 学校と家庭と地域の連携推進	 53
Ⅲ226	青少年の健全育成の推進	 54

Ⅲ-3 生涯を通じふれあい学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

Ⅲ327	○ 人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進	 55
Ⅲ328	スポーツ、芸術文化活動の推進	 56
Ⅲ329	情報の収集・提供の拠点としての図書館の充実	 57

Ⅲ-4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

Ⅲ430	文化財の保存と活用	 58
Ⅲ431	地域の文化や伝統行事の継承	 59

政 策	安心して子どもを生み育てられるまちを目指す				
施策コード	Ⅲ117	施策 No.	17	重点プロジェクト	○

子育て支援の核となるセンター機能の充実

子育て中の親子が楽しく集える場所として、子育て支援センターを幅広く利用していただくことを目指します。

【 現状と課題 】

子育て中の親子の交流、学習、相談をする場として利用されている子育て支援センターは、この他にも、親子で参加できるさまざまなイベントも行っています。

これからは、子育て支援の総合的な窓口機能をより充実させるとともに、その役割を広く理解していただくため、多角的な情報発信と事業運営の充実を図り、より多くの方々に利用していただける施設を目指していく必要があります。

【 施策展開の方針 】

子育て、育児に関する相談窓口の機能を充実させるとともに、関係機関・団体等との連携を図り、各地域などへ出向いてイベントを開催するなど、交流の拡大を図る子育て支援を進め、多角的な情報発信を行います。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
子育て支援センター利用者数	11,532 人	12,700 人	
ボランティア・子育てサークルとの協働事業数	3 事業	6 事業	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	子育ての仲間づくりへ参加し、交流と情報交換を進めます。		
地域・事業者の役割	子育てに配慮した優しい地域・職場の環境づくりを推進します。		
行 政 の 役 割	子育て関連情報の発信、相談窓口機能の充実。		
	主管課	子育て支援課	
	関連する個別計画	次世代育成支援行動計画（H26 年度迄） 子ども・子育て支援事業計画（H27 年度以降） 教育基本計画	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・ボランティア及び子育てサークルなどの組織との協働または育成支援事業
- ・子育て支援センター運営事業
- ・子育てフェスティバル及び出張イベントの開催
- ・子育てガイドブック等による情報発信

政 策	安心して子どもを生み育てられるまちを目指す				
施策コード	Ⅲ118	施策 No.	18	重点プロジェクト	○

ファミリーサポート体制の構築

家庭に子どもがいる幸福感を実感できるよう、子育て家庭へのきめ細やかな支援体制を整備し、子どもを安心して生み育てられる環境の構築を目指します。

【現状と課題】

核家族化の進行、就労形態及びライフスタイルの多様化によって、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て・子育ての環境に影響を与えています。

また、厳しい雇用情勢や地域で子育てを支え合う意識の低下は、保護者の経済的・精神的な負担感を増幅させ、安心して子どもを産み育てていくことを難しくしています。

妊娠・出産をめぐる不安を解消し、だれもが安心して子どもを産める状況を充実させるとともに、子育ての悩みを軽減し、喜びとゆとりのある子育てができる環境を整えながら支援していく必要があります。

【施策展開の方針】

安心して妊娠期を過ごし出産が迎えられるよう、相談や健診など通じて母子の健康づくりを支援するとともに、育児不安や孤立感を払しょくしていくため、親子で楽しめるイベントや育児相談、各種教室を充実させ、ファミリーサポート体制の構築を進めます。

また、経済的な負担の軽減については、子ども・子育て支援法等に基づき、他の公的助成制度との調整を図りながら支援の拡充を図ります。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
育児相談会の開催回数	12 回	24 回	
子育て支援策に満足している市民の割合	27.9%	40%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	出産、育児に対する学習と子育て力の向上を図ります。		
地域・事業者の役割	親子同士が気軽に集える場所づくりなどの地域環境づくりを進めます。		
行 政 の 役 割	母子健康づくり、子育て環境の向上、子育て支援の充実と強化。		
	主管課	子育て支援課、健康保健課	
	関連する個別計画	次世代育成支援行動計画（H26 年度迄） 子ども・子育て支援事業計画（H27 年度以降） 教育基本計画、健康づくり計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・母子保健事業 ・育児相談会 ・子育て応援パスポート事業
- ・各種教室の開催（もうすぐママパパ学級、ペアレントトレーニング、ノーバディズパーフェクト^{注)} 等）
- ・幼稚園教育支援事業 ・教育資金利子補給事業

注) ノーバディズパーフェクト：子育ての悩みや関心事について、参加者同士でテーマを決めて定期的に話し合いを重ね、子育てや自分自身について見つめ直し、自ら問題の解決策を見いだしていくプログラム。

政 策	安心して子どもを生み育てられるまちを目指す				
施策コード	Ⅲ119	施策 No.	19	重点プロジェクト	

発達特性を持つ子どもへの早期療育支援体制の構築

発達特性を早期に発見して適切な療育を促す支援をすることで、育児の負担を軽減するとともに、心身ともに健やかな子どもの成長を支援する体制の構築を目指します。

【現状と課題】

発達特性のある子どもは、その課題を早期に発見して療育につなげるとともに、成長段階に応じた支援を行うことが重要です。この傾向がある場合、状態により専門的な対応が必要ですが、この傾向に気付いても、保護者に理解してもらうまでに時間がかかり、早期療育につながりにくいこともあります。また、情報共有に差があり、支援にバラつきが生じるケースもあります。

このため、成長段階に応じて必要な支援を適切に行うため、保護者の理解を得やすい方法を検討するとともに、得られた情報を関係機関で共有しながら、円滑な支援体制を整えていく必要があります。

【施策展開の方針】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健診事業などの機会を利用して、発達特性に関する正しい理解と認識を広めます。

また、母子保健事業と連携して小集団療育を体験する機会を効果的に設けながら、個々の発達特性を明らかにして、必要に応じて医療機関への受診を勧めます。これらの一連の取り組みのなかで、医師の診断があった児童は教育相談に引継いで、特別支援教育へのスムーズな移行を図り、就学準備度を高める取組みを進めます。一連の経過は、個別カルテを作成して支援経過にかかる情報の集約管理と情報の共有化を図ります。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
5歳児発達相談の受診率	80.5%	88.6%	
生活技能訓練（SST） ^{注）} の開催回数（*1）	6回	30回	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	子どもの発達への理解と、愛情のある家庭づくりを進めます。		
地域・事業者の役割	子育て中の親子を温かく見守る地域環境づくりを進めます。		
行政の役割	発達特性の早期発見と発達段階に応じた療育支援の充実、発達特性への正しい知識の普及。		
	主管課	子育て支援課、福祉課、健康保健課、教育課	
	関連する個別計画	次世代育成支援行動計画（H26年度迄） 子ども・子育て支援事業計画（H27年度以降） 教育基本計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・乳幼児健診フォロー事業 ・5歳児発達相談事業
- ・臨床心理士、保健師などによる小集団療育事業（生活技能訓練事業（SST）等の実施）

^{注）} 生活技能訓練（SST）：対人関係や集団行動をスムーズに行えるようになるためのトレーニング方法です。

政 策	安心して子どもを生み育てられるまちを目指す				
施策コード	Ⅲ120	施策 No.	20	重点プロジェクト	○

より豊かな幼児教育、保育の実践

幼児の自発性、好奇心などを重視した幼児教育、保育の実践を通じ、生涯の生活の基礎となる生きる力を育み、より豊かな育ちの実現を目指します。

【現状と課題】

就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備する必要があります。

市立保育園では、社会的変化等により発生する多様な保育ニーズに対応できる環境が整った未満児保育用施設や、一時保育室・病児保育室・育児相談室の整備、駐車場の確保といった諸課題に対応するため、保育園改築基本計画を策定し、計画的に園舎の改築整備を進めていますが、今後は子どもたちの健やかな成長を支援するため、質の高い保育サービスの提供を図っていく必要があります。

職員の専門性を高める指導体制の充実はもとより、家庭と地域の養育力を高めるための支援を行う拠点として、地域支援の機能を強化することが求められています。

【施策展開の方針】

すべての子どもたちが、生きる力を育み、次代を担う人材として成長していくことができるよう、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、リニューアルされた施設機能を最大限に活かす「運動遊び」の充実と「食育」を進めます。

また、幼稚園、保育園、家庭、学校、地域との連携を深め、子どもたち一人ひとりの個性に応じた指導を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
運動遊びによる健全な発育・発達の支援	81 回	90 回	公立保育園
食を営む力の基礎を培うための体験	14 回	20 回	公立保育園

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	家庭保育の充実を図ります。		
地域・事業者の役割	園活動への協力、子どもたちとのコミュニケーションの推進を図ります。		
行 政 の 役 割	職員の質の向上、保育サービスの充実、保護者・地域との連携強化。		
	主管課	子育て支援課、健康保健課	
	関連する個別計画	次世代育成支援対策行動計画・後期計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・5歳児発達相談会の実施
- ・保育園特別保育事業
- ・幼保小中連携事業
- ・保育士研修事業
- ・食育の推進事業
- ・運動遊び事業

政 策	心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す				
施策コード	Ⅲ221	施策 No.	2 1	重点プロジェクト	○

子どもたちの安全で安心な居場所づくり

家庭・学校・地域との連携により、児童が放課後や週末などに安全で安心して活動できる環境の構築を目指します。

【現状と課題】

親の就労形態と核家族化により、留守家庭の児童が増加しているため、安心して子どもを育てられる環境整備が求められています。また、遊びの場を提供する児童館や学童保育施設として位置づけられている児童クラブを利用する子どもは、異学年間の交流は活発になりますが、従来どおり家庭を中心に過ごす地元（近所）の子どもとの交流が希薄になりがちになる傾向があります。

これらのことから、子どもを社会全体で育んでいくために、地域との連携を深めて地域住民との交流を促進し、地域住民と協働することが今後の課題となっています。

また、放課後児童クラブは、小学校の余裕教室等を利用して事業実施していますが、利用希望者の増加に伴う施設機能の充実も求められているため、施設の拡充を含めた対応を検討していく必要があります。

【施策展開の方針】

保護者や地域住民と連携して行事・イベントなどを協働で開催するなど、地域が子どもの育成に関わりを深める環境づくりを推進し、学校・地域・保護者が緊密に連携できる支援を充実します。また、地域の特性を考慮しながら、効率的に質の高い子育て支援サービスを提供するため、施設整備を含めた機能の充実を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
利用対象年齢児が児童館へ登録する割合	57.5%	65.0%	
児童クラブ開設数	4 箇所	5 箇所	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	地域の行事へ積極的に参加します。
地域・事業者の役割	行事など、子どもたちへの多様な体験の場を提供します。
行 政 の 役 割	サービスの安定的な供給と地域の子育て環境整備のコーディネート。
主 管 課	教育課
関 連 す る 個 別 計 画	次世代育成支援行動計画（H26 年度まで）、教育基本計画、子ども・子育て支援事業計画（H27 年度から）

【施策実現に向けた主要事業】

- ・児童館の管理運営事業
- ・放課後児童クラブの運営

政 策	心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す				
施策コード	Ⅲ222	施策 No.	2 2	重点プロジェクト	○

安全・安心な教育環境の整備

児童・生徒が生き生きと明るく元気に学校生活を送れるよう、良好で快適な学校施設や給食施設のなどの整備を通じ、安全で安心な教育環境の実現を目指します。

【 現状と課題 】

教育内容、教育方法などの変化に伴い、学校環境の多様化が進んでおり、さらに地球温暖化対策にも対応し、また、災害時においても安全な学校であるために、安全で安心な学校環境づくりを子どもの視点に立って整備する必要があります。

学校給食においては、安全の面から地産地消に努め、安全・安心な学校給食を提供すると共に、子どもたちの健康の保持増進及び啓発が必要になっています。

【 施策展開の方針 】

今後も児童・生徒の減少が予想される中、学校の適正規模を確保し、教育環境と学校活力を維持するため、計画的に整備を進めます。

また、自校給食の特性を活かし地産地消に取り組み、アレルギー対応食を含め、全ての子どもたちに安心・安全な学校給食を提供します。合わせて家族や友だちと一緒に食事をする食の楽しさを知るための食育を推進します。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小学校 90.7% 中学校 90.1%	小学校 93% 中学校 92%	小5、中2へアンケートを実施し集計
学校体育館等における非構造部材 (注)の耐震化実施校比率	0%	100%	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	食育を推進します。学校及び地域との連携・協力を進めます。		
地域・事業者の役割	学校及び家庭との連携・協力を進めます。		
行 政 の 役 割	時代に適応した学校環境の整備、安全・安心な給食の提供、食育の推進。		
	主管課	教育課	
	関連する個別計画	教育基本計画	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・体育館等における非構造部材の耐震化対策事業
- ・計画的な小中学校改修事業
- ・北御牧学校給食センターの建替事業
- ・食に関する指導事業

(注) 非構造部材：躯体以外の天井材、バスケットゴール、水銀灯、サッシ窓、外壁などをいいます。

政 策	心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す				
施策コード	Ⅲ223	施策 No.	2 3	重点プロジェクト	○

豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

子どもたちがこれからの社会に対応できるよう、また、豊かな心と健やかな身体を育み、生き抜く力を培えるよう、子どもの個性を伸ばす学校教育を目指します。

【 現状と課題 】

今日の子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、これからの社会を生き抜くため、豊かな心、強い体力をバランスよく育むよう、体験的・問題解決的な学習活動の充実が求められています。

また、不登校などにより、学校に通えない子ども、障がいがある子ども等、多様な教育的ニーズのある子どもへの対応が課題となっています。

【 施策展開の方針 】

道徳教育や人権を尊重する教育、キャリア教育など体験を通じた教育を推進します。キャリア教育においては、保育園、小学校、中学校、東御清翔高校と連携を図りながら進めます。

また、支援の必要がある子どもや親、家庭への支援体制づくり、特別支援学校へ就学した子どもと地域のつながりなど、一人ひとりの子どもの個性を伸ばす教育の実践と、家庭への支援体制を進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
QU 調査（学級満足度調査）における学級生活満足群の向上	小中学校 56%	70%	児童生徒数に占める学級満足群人数
不登校児童生徒の割合	小学校 0.29% 中学校 3.19%	小学校 0.28% 中学校 3.00%	県の過去の減少率をもとに目標値設定
特別支援教育支援員、介助員の配置時間数	20,850 時間	25,000 時間	配置年間時間数

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	家庭の教育力の向上を図ります。学校及び地域との連携・協力を進めます。	
地域・事業者の役割	家庭及び地域との連携・協力を進めます。	
行 政 の 役 割	時代に適応した教育施策の推進、多様な教育ニーズのある子どもや親への支援体制の充実。	
	主管課	教育課
	関連する個別計画	教育基本計画

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・不登校対策事業
- ・多様な教育的ニーズのある子どもたちへの支援
- ・キャリア教育の充実

政 策	心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す				
施策コード	Ⅲ224	施策 No.	24	重点プロジェクト	○

確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進

次代を担う子どもたちが、これからの社会を生き抜いていくことができるよう、確かな学力の向上と学びを考える力を育む教育を目指します。

【現状と課題】

子どもたちの学力の把握のため、C R T 学力検査（標準学力検査）を4月に実施し、前学年までに学んだ学習についての理解度を測り、市内学校のデータを一元管理化することで、学校別、教科別の指導改善を進めています。

子どもたちが社会を生き抜くため、主体的に生きていくための資質や能力と、豊かな人間性を身につけるためには、義務教育の9年間を連続した期間と捉えた教育課程を編成し、連続的な指導体制を整備することが課題となっています。

【施策展開の方針】

9年間を見通した各教科・領域カリキュラムの見直しを行い、小中一貫教育の推進とともに、新学習指導要領で示された言語活動や理数教育等の充実を進めます。また、基礎・基本の力を一層伸ばすとともに、思考力・判断力・表現力・学ぶ意欲の向上・体力向上等に力を入れ、智・徳・体の調和ある人格の形成を推進します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
C R T 学力検査のポイント	・小学校（4教科の平均値） 対全国平均値+2.27 ポイント	・小学校（4教科の平均値） 対全国平均値+3 ポイント	全国平均値 に対するポ イント
	・中学校（5教科の平均値） 対全国平均値+0.75 ポイント	・中学校（5教科の平均値） 対全国平均値+1.5 ポイント	
外国語活動の実施時間	小学校 5・6 年生 年間 35 時間	小学校 5・6 年生 年間 35 時間	
	小学校 1 年～4 年生 年間 10 時間～20 時間	小学校 1 年～4 年生 年間 30 時間	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	家庭教育力の向上を図ります。学校及び地域との連携・協力を進めます。	
地域・事業者の役割	家庭及び学校への支援・協力、行政との連携・協力を進めます。	
行 政 の 役 割	時代に適応した施策の展開。	
	主管課	教育課
	関連する個別計画	教育基本計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・学力向上対策事業（専科講師の配置、C R T 学力検査の実施）
- ・外国語指導助手の配置事業
- ・体力向上事業

政 策	心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す				
施策コード	Ⅲ225	施策 No.	2 5	重点プロジェクト	○

学校と家庭と地域の連携推進

子どもの健全育成を図るため、地域の方々の協力を得ながら、学校、家庭、地域の連携強化を目指します。

【 現状と課題 】

子どもたちは、学校、家庭だけでなく、地域の中で育ち、個性や人間性が形成されていますが、いじめ、家庭内暴力など子どもたちを取り巻く環境は多様を極めており、心豊かに、たくましく育つことのできる家庭や地域の教育力の回復が重要となっています。

今後は、学校、家庭、地域の連携により、大人と子どもが共に成長していく取組みの推進や、地域に根ざした開かれた学校づくりが必要になっています。

【 施策展開の方針 】

子どもが夢を持ち、意欲的に生き抜く力が育成されるよう、学校を中心として家庭、地域を結び、一体となって取組む小中一貫教育推進を図る体制づくりを進めていきます。

また、学校、家庭及び地域の連携を進め、子ども・家庭・学校現場に起きている社会問題などを学ぶ機会の充実、学校と地域が連携した学校運営委員会の設置を進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
小中一貫教育推進委員会の設置	1 中学校区	全中学校区	
学校と地域が連携した学校運営委員会又は信州型コミュニティスクールの設置	2 校	7 校	
学校応援団員の強化充実	50 人	70 人	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	家庭の教育力の向上を図ります。学校及び地域との連携・協力を進めます。	
地域・事業者の役割	学校、家庭及び行政との連携・協力を進めます。	
行 政 の 役 割	学校、子ども、家庭及び地域を結ぶネットワークづくり。	
	主管課	教育課
	関連する個別計画	教育基本計画

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・ 小中一貫教育の推進
- ・ 学校応援団活動の推進
- ・ P T A活動との連携

政 策	心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す				
施策コード	Ⅲ226	施策 No.	26	重点プロジェクト	

青少年の健全育成の推進

青少年が家庭、地域、学校の連携のなかで温かく見守られ、健やかに育まれるまちを目指します。

【現状と課題】

近年は、少子化・核家族化・都市化などにより、家庭や地域社会の教育力が低下し、社会生活に必要なことを学ぶ機会や豊かな人間関係を育成する機会が減少しています。

また、パソコン、携帯・スマートフォンの普及により、インターネット利用が増加する中で、青少年が新たな犯罪の被害者、あるいは加害者となる危険性が増えており、学校や地域でネットリテラシー^{注)} 出前講座や学習会を積極的に開催していますが、日々新しい情報を入手、研究をしながら、ネットリテラシー教育の充実を図っていく必要があります。

青少年が自ら問題を解決する資質が乏しくなっている中、青少年を非行に走らせない、犯罪から守る取り組みを家庭・学校・地域・関係団体と連携しながら推進する必要があります。

【施策展開の方針】

家庭や学校、地域が一体となって青少年の健全育成活動を推進するとともに、青少年団体などの育成や地域活動への参加の促進、活動の場の整備などに努めます。次世代を担う青少年が心身とも健全に成長できるよう、家庭・学校・地域や関係団体の連携による市民ぐるみの健全育成活動支援を進めます。継続的な活動が可能な青少年指導者の育成を図るとともに、関係機関・団体などの連携のもと、青少年の非行防止のための相談・指導体制を充実します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
子どもの体験学習の参加者（年間）	1,200 人	1,300 人	市及び関係団体主催
ネットリテラシー講座の参加者（年間）	1,600 人	1,700 人	市及び関係団体主催
青少年指導者育成研修の参加者（年間）	1,000 人	1,100 人	市及び関係団体主催

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	青少年の健全育成へ関心を高めます。		
地域・事業者の役割	青少年活動の支援と見守りを進めます。		
行政の役割	地域との連携、市民理解の啓発と事業推進。		
	主管課	教育課	
	関連する個別計画	教育基本計画、青少年健全育成計画	

【施策実現に向けた主要事業】

・青少年健全育成活動 ・地域全体で子どもを育てる活動 ・ネットリテラシー教育の推進

^{注)} ネットリテラシー：インターネットを利用した情報を正しく発信し、若しくは受信する能力又は正しく読み解き、若しくは活用する能力を育てる教育

政 策	生涯を通じふれあい学びあいとスポーツに親しむまちを目指す				
施策コード	Ⅲ327	施策 No.	27	重点プロジェクト	○

人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進

一人ひとりの市民が学びを通じて、人づくり、地域づくりの輪をひろげ、地域社会に活かしていく生涯学習を目指します。

【現状と課題】

人々の価値観や生活スタイルの多様化に伴い、生涯にわたってさまざまな学習活動を行うことで、市民がふれあい、たすけあい、学びあい、共に生きることが生涯学習の目指すところであり、単に個人が、楽しくかつ多様に学ぶことだけでなく、様々な学習活動によって得た知識や成果を、地域社会やまちづくり活動などに生かすことが大切です。

一人ひとりが様々な学びの中から、個々の生きがいがづくりだけではなく地域課題や現代的課題の学習を深めることで、地域づくりにつながる人づくりを目指す生涯学習の推進が必要です。

【施策展開の方針】

市民の多様なニーズに対応した学習機会の拡充を図るとともに、公民館などの学習環境を整え、市民だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を地域で生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
生涯学習講座受講者数（年間）	1,700 人	1,800 人	中央公民館・地区公民館
分館活動の参加者数（年間）	27,900 人	29,300 人	66 分館
ふれあい人材バンク登録者数	51 人	60 人	市民が特技を生かして講座等の講師になる

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	講座や講演会等へ参加します。習得した知識の地域への還元を進めます。	
地域・事業者の役割	地域のまちづくり活動を進め、地域連帯を構築します。	
行 政 の 役 割	人づくり、地域づくりにつなげる効果的な学習の推進。	
	主管課	生涯学習課
	関連する個別計画	教育基本計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・生涯学習の場所づくりの推進
- ・地区館・分館活動の推進
- ・地域の人材育成の推進

政 策	生涯を通じふれあい学びあいとスポーツに親しむまちを目指す				
施策コード	Ⅲ328	施策 No.	2 8	重点プロジェクト	

スポーツ、芸術文化活動の推進

すべての市民が、気軽にスポーツを楽しむとともに、身近なところで芸術・文化に触れ、心豊かな生活を送ることのできるまちを目指します。

【現状と課題】

市内のスポーツ施設は、指定管理者制度に移行し、利用時間や申し込み時間の拡大で利用者の利便性が向上しています。一方で、建物の老朽化が進んでいる施設が多くあることから、計画的な施設の更新に関する検討を進める必要があるとともに、気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備や、スポーツボランティアや指導者などスポーツを支える人の育成が求められています。

芸術文化活動の拠点としては、芸術むら公園内の梅野記念絵画館・ふれあい館、文化会館などがあげられますが、それらを拠点とした文化関連事業を充実し、地域に根差した文化活動の振興を図るとともに、さまざまな文化交流を促進し、市民文化の活性化に努める必要があります。文化施設の維持改修については、緊急性を考慮しながら進める必要があります。

【施策展開の方針】

子どもから高齢者までだれもがスポーツ・レクリエーション活動や音楽会、展覧会などの芸術文化活動に気軽に参加し、交流しながら心身の健康づくりや仲間づくりなどに取り組むことができる、生涯スポーツ、芸術文化のまちづくりを進めます。また、スポーツボランティアや指導者などスポーツを支える人の育成に努めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
文化会館・梅野記念絵画館・丸山晚霞記念館入館者数（利用者数）	121,300 人	127,300 人	5年間で105%増
スポーツ少年団指導者数	84 人	90 人	軟式野球、剣道、バスケットボール、ドッジボール等

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	文化芸術活動への関心を高め、文化芸術行事等へ積極的に参加します。主体的・継続的なスポーツ活動への参加・運営と体育施設の活用を図ります。	
地域・事業者の役割	芸術・文化に触れる機会を確保し、地域における指導者の育成、スポーツ活動の充実や運営を進めます。	
行政の役割	芸術・文化施設機能の向上及び芸術文化事業の推進、スポーツ施設の整備、競技スポーツの振興支援、スポーツボランティア及び指導者養成の支援。	
	主管課	生涯学習課
	関連する個別計画	教育基本計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・文化会館の自主事業の充実
- ・梅野記念絵画館、ふれあい館及び丸山晚霞記念館の自主事業やアウトリーチ事業^{注)}の推進、収蔵美術品の充実
- ・体育施設の充実、スポーツボランティア及び指導者の育成、スポーツ行事等への参加の啓発

^{注)} アウトリーチ事業：学校や公民館など、美術館の外に出かけて行って様々なイベントを行う事業

政 策	生涯を通じふれあい学びあいとスポーツに親しむまちを目指す				
施策コード	Ⅲ329	施策 No.	29	重点プロジェクト	

情報の収集・提供の拠点としての図書館の充実

地域の情報の収集・提供の拠点として、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える図書館を目指します。

【現状と課題】

平成24年11月に図書館が市庁舎との複合施設としてリニューアルオープンし、閲覧席の充実を図るなど居心地のよい図書館の整備が進んでいますが、「出会いを楽しむ、学びと創造の拠点」として、多くの市民に愛され、継続して利用をしてもらえる運営が求められています。

特にこれまで図書館利用の少なかった、高校生や20歳代の若い世代を中心とする市民に図書館を活用してもらうための方策について検討を進める必要があります。

また、図書館に出向くことのできない市民のための移動図書館車を運行していますが、巡回の場所や時間帯等を工夫し、より利用しやすいサービスを提供する必要があります。

【施策展開の方針】

図書館が地域の「学びと創造の拠点」となることを目指し、市民の多様なニーズに対応した学習機会の拡充を図ります。また、人づくり・地域づくりのための情報拠点として、図書館まつりや各種講座などにより市民の交流の場やまちづくり情報の提供などを進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値 (年間来館者数)	目標値 (年間来館者数)	備 考
図書館利用者数の増加	11 万人	11 万 5 千人	図書館まつり、各種講座含む

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	図書館を利活用します。図書館ボランティア活動へ積極的に参加します。		
地域・事業者の役割	移動図書館車の停車場所の提供、地域ニーズなど情報の提供を進めます。		
行政の役割	市民の図書館へのニーズ把握による利用促進と情報の提供。		
	主管課	生涯学習課	
	関連する個別計画	教育基本計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・蔵書の充実（不足している青少年向け資料、暮らしに役立つ資料など）
- ・利用しやすい環境の整備
- ・図書館まつりや各種講座など学ぶ場の提供
- ・エコールネットワーク制度^{注)}の利用促進
- ・アンケートによる市民ニーズの把握と図書館評価の充実

^{注)} エコールネットワーク制度：上田地域図書館情報ネットワークの愛称です。上小地域・坂城町の5市町村の公共図書館などネットワークで結ばれているところでは、図書の予約・貸出・返却がどこでもできる制度です。

政 策	郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す				
施策コード	Ⅲ430	施策 No.	30	重点プロジェクト	

文化財の保存と活用

市民が自らの郷土の自然や歴史文化に対する理解を深め、地域の文化財にふれ、身近に感じることができるよう、文化財の保存と活用を目指します。

【現状と課題】

本市には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「海野宿」や国の重要文化財「春原家住宅」、「アケボノゾウ化石」など数多くの貴重な文化財が存在します。また、海野宿内の空き家についても課題となっています。

埋蔵文化財の発掘調査と保存については、小規模開発の増加により、今後も確認調査業務等を引き続き行い、遺跡の状態を良好に保ち継承していくとともに、遺物の復元と良好な保存が必要です。

【施策展開の方針】

海野宿の歴史的な町並みを保存するための家屋等の修理事業や、補修等が必要な指定文化財について支援を進め保存を図るとともに、空き家解消に向けた海野宿保存会の活動への協力や周辺の環境整備について関係部署と協議しながら進めていきます。

また、海野宿歴史民俗資料館や春原家住宅などを広く一般に公開し活用することにより、市の歴史を広く伝え、後世に残す取り組みを進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
海野宿歴史民俗資料館の利用者数	9,069 人	9,500 人	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	地域の文化財へ関心を高め、文化財保護活動へ参加します。	
地域・事業者の役割	地域の文化財の保存活動、維持管理を進めます。	
行 政 の 役 割	文化財の保存に関する支援、活用及び情報提供。	
	主管課	主管課
	関連する個別計画	教育基本計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・文化財の保存（伝統的建造物群保存事業、指定文化財維持管理委託）
- ・文化財の活用（市内小学校の学習教材としてアケボノゾウ化石を活用）
- ・埋蔵文化財発掘調査事業

政 策	郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す				
施策コード	Ⅲ431	施策 No.	3 1	重点プロジェクト	

地域の文化や伝統行事の継承

地域の大切な財産であり、地域に活気やにぎわいをもたらすお祭や伝統芸能を若い世代に伝え、郷土愛を深め、地域に誇りをもつ心が育つまちを目指します。

【現状と課題】

本市には、地芝居「東町歌舞伎」と「西宮歌舞伎」、また「金井の火まつり」など数多くの特色ある祭りや伝統芸能が受け継がれていますが、担い手の育成のための組織の弱体化など、継承する環境は厳しさを増しています。

「東町歌舞伎」は、毎年4月下旬、「西宮歌舞伎」は7年に一度公演を行い、市内外の観客から高い評価を得ていますが、歌舞伎の演者や演奏者の高齢化が進み、後継者不足が問題となっています。

各歌舞伎舞台の施設維持管理等へ引き続き支援していくとともに、伝統行事の継承を進めていくための歌舞伎保存会への支援を行う必要があります。

【施策展開の方針】

祭事などとともに伝承されている、東町歌舞伎や金井の火まつりなどを通じて地域に伝わる文化や伝統行事に対する理解を深める機会を設けるなど、後世に伝えるための保存、継承活動への支援を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
東町歌舞伎公演における来場者数	約 600 人	約 720 人	来場者数
東町歌舞伎公演に向けた現役の後継者数	18 人	22 人	後継者数（上演者、義太夫、三味線）

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	地域の文化や伝統行事へ関心を高め、伝統行事へ参加します。		
地域・事業者の役割	地域の文化や伝統行事の保存活動、後継者育成を進めます。		
行 政 の 役 割	地域の文化や伝統行事を保存するための支援及び情報提供。		
	主管課	生涯学習課	
	関連する個別計画	教育基本計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・地域の文化や伝統行事の保存活動に対する協力
- ・地芝居「東町歌舞伎」と「西宮歌舞伎」の保存活動への支援
- ・祢津小学校歌舞伎クラブへの支援

基本目標

IV

共に支え合い、みんなが元気に暮らせるまち

IV-1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

IV132	○ 生涯を通じた健康増進の推進	 61
IV133	健康づくり意識の高揚と推進体制の充実	 62

IV-2 安心できる医療環境の充実を目指す

IV234	○ 市民病院の医療体制の充実	 63
IV235	○ 医療ネットワーク形成による地域医療の充実	 64
IV236	国民健康保険事業の健全な運営	 65

IV-3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

IV337	ひとり親・生保世帯の自立支援と生活の安定	 66
IV338	○ 支え合う地域福祉づくりの推進	 67
IV339	障がい者(児)福祉の充実	 68
IV340	虐待防止の推進	 69

IV-4 元気でいきがいのある高齢社会を目指す

IV441	高齢者が活躍するまちづくりの推進	 70
IV442	○ 介護予防の充実	 71
IV443	介護サービスの充実	 72
IV444	○ 地域包括支援体制の充実	 73

政 策	生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す				
施策コード	IV132	施策 No.	3 2	重点プロジェクト	○

生涯を通じた健康増進の推進

健康寿命を向上させ、豊かな人生を送るため、あらゆる年齢層に応じた病気予防事業を推進し、市民が健康で元気なまちを目指します。

【 現状と課題 】

乳幼児から高齢者まで、あらゆる年齢層に応じた病気予防、病気の早期発見・早期治療をすることにより、健康寿命を向上させ、豊かな人生を送ることが大切となっています。

特に、食生活や運動不足などの生活習慣に起因する、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症割合が高くなってきており、将来的な健康への影響は深刻になってきています。とりわけ、自分自身のからだの状態を知る大切な手掛かりとなっている健診受診率は、平成 24 年度の国保特定健診受診率で 43.2%、保健指導実施率は 46.1%で、ともに国の目標値の 60%を大きく下回っていることや、糖尿病予備群、脂質異常症予備群、肥満度の高い方の割合が県内 19 市の中でも多く、受診率向上と生活習慣改善への取り組みが大きな課題となっています。

【 施策展開の方針 】

市民自らの健康状態を正しく把握し、病気の早期発見、早期治療に結びつけるために、健康診査及び各種検診の受診率の向上と内容の充実を図ります。また、健診データを有効に活用し、保健センターや医療機関による事後指導等の予防活動につなげます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
国保特定健診受診率	43.2%	50%以上	
特定保健指導実施率	46.1%	50%以上	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	健康づくり意識を高め、健康づくり事業へ積極的に参加します。	
地域・事業者の役割	地域ぐるみでの健康づくり活動を進めます。	
行 政 の 役 割	積極的な情報発信、各種健康づくり事業の強化・充実。	
	主管課	健康保健課
	関連する個別計画	健康づくり計画、食育推進計画

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・母子保健事業 ・精神保健事業 ・感染症予防対策事業 ・生活習慣病予防対策事業
- ・食育推進事業

政 策	生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す				
施策コード	IV133	施策 No.	3 3	重点プロジェクト	

健康づくり意識の高揚と推進体制の充実

健康に対する意識啓発を進め、自らの健康は自らつくることを基本に、栄養や運動、休養などバランスのとれた日常生活の普及・実践を行い、健康づくりを発信する健康長寿のまちを目指します。

【現状と課題】

市では、平成19年に健康づくりを推進するまちとして、“生き生き長生き健康とうみ”をキャッチフレーズに「健康づくり宣言」をするとともに、東御市健康づくり計画「健康とうみ21」を策定し、具体的な目標のもと健康づくりを推進していますが、市民の健康に対する意識の高まりは十分とは言えず、一層の充実が課題となっています。

市民が健康で自立した日常生活を送れるよう、「自らの健康は自ら守る」という自覚を持って、自ら心身機能の維持および向上に取り組んでいくため、生活習慣の改善に役立つ情報提供や各種講座など、市民の健康づくりに向けた相談・支援機能、推進体制の充実を図っていくことが必要となっています。

【施策展開の方針】

心身の健康づくりのために必要な正しい知識を広く普及するための保健活動、食育の推進、各種運動教室など、健康づくり活動を推進します。また、地域における自主的な健康づくり活動への支援を進めるとともに、公益財団法人「身体教育医学研究所」、一般財団法人「浅間山麓スポーツ医学研究所」の研究成果を活用した健康づくり活動を推進します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
集団運動指導等の参加者数	662 人	現状値以上	
保健補導員による受診勧奨	7,000 人	現状値以上	各種検診の申込書回収数

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	健康づくりへ関心を高め、健康づくり事業へ積極的に参加します。		
地域・事業者の役割	健康づくり意識の高揚を図り、地域ぐるみの健診受診の勧奨を進めます。		
行 政 の 役 割	健康に対する意識啓発、健康づくり事業の推進。		
	主管課	健康保健課	
	関連する個別計画	健康づくり計画、食育推進計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・食育推進事業
- ・各種健康講座の開催
- ・保健補導員の地域活動への支援

政 策	安心できる医療環境の充実を目指す				
施策コード	IV234	施策 No.	3 4	重点プロジェクト	○

市民病院の医療体制の充実

市民病院の診療体制を充実するとともに、地域の医療機関との機能分担や連携が適切に行われ、安定した経営のもと、地域医療の核としての役割を果たすことを目指します。

【現状と課題】

市民病院では、市内でお産のできる診療所や病院がひとつもない状況の改善を図るため、平成 22 年に「助産所とうみ」を開設するとともに、透析室の増床移転や外来診察室の増設、電子カルテの導入など、病院機能の向上と医療体制の充実を図ってきています。

しかし、今後も市民病院において安定的に医療を提供するためには、医師確保、経営の安定化の課題を解決することが必要になっています。

また、市民が安心して必要な医療を受けられるよう市民病院の役割を明確にし、他の医療機関と連携や保健・医療・福祉の相互連携を確立していくことも必要になっています。

【施策展開の方針】

常勤医師を確保することにより、市民病院の診療体制を充実させるとともに、病床利用率の向上など収益性の向上を図り、安定した医療体制と健全な経営環境を整え、持続可能な病院運営を実現します。

また、各種医療相談への適切な対応や保健・福祉との連携体制の充実を図ります。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
常勤医師の確保	11 人	13 人	非常勤医師対応診療分の常勤化
病床利用率の向上	71.4%	80%	全 60 床中、平均 48 床の利用

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	かかりつけ医（ホームドクター）を持ちます。		
地域・事業者の役割	地域医療への関心と理解を高め、ドック・健診等も含め市民病院への理解を深めます。		
行 政 の 役 割	安全・安心な医療の提供。		
	主管課	市民病院	
	関連する個別計画	公立病院改革プラン	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・ 県の健康福祉部医師確保室等との連携事業
- ・ 生活習慣病の予防治療
- ・ 在宅医療の推進事業
- ・ 常勤医師確保事業
- ・ 医療機器の更新事業

政 策	安心できる医療環境の充実を目指す				
施策コード	IV235	施策 No.	3 5	重点プロジェクト	○

医療ネットワーク形成による地域医療の充実

市民病院を中心とする医療ネットワークを形成することにより、市民が必要に応じて適切な医療を受けられる、地域医療の充実したまちを目指します。

【現状と課題】

上小圏域で進めている医療機関内のネットワーク化により、市民病院と信州上田医療センター、依田窪病院を中心に、地域の診療所等へのカルテの開示や検査結果の情報交換を進める体制を構築していますが、開示に患者の同意が必要であることと、診療所等のネットワークへの参加が任意であることから、本システムへの理解と参加医療機関の拡大が課題となっています。

地域医療の確立といった観点からも、市民病院が基幹的な役割を担って地域医療機関のネットワーク化を推進し、病診・病病連携による地域内で完結させていく医療サービスの一層の充実が必要となっています。

【施策展開の方針】

市民病院と市内開業医をはじめ近隣の医療機関との相互連携、健康福祉部と地域福祉サービスを担う社会福祉協議会や社会福祉事業所など各機関との連携を進めるとともに、電子カルテの運用等により診療業務の効率化を図り、市民に信頼される地域医療を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
市内医療機関のネットワーク参加の拡大	3 施設 (当院除く)	6 施設 (当院除く)	市内医療機関 12 施設(当院含む) の 50%以上
医療サービス(病院・診療所)の満足度	43.5%	60%以上	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	かかりつけ医（ホームドクター）を持ちます。		
地域・事業者の役割	地域医療ネットワークへの参加を進めます。		
行 政 の 役 割	市内医療機関及び患者への情報提供。		
	主管課	市民病院	
	関連する個別計画	公立病院改革プラン	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・紹介患者受入体制事業
- ・患者への説明、相談事業
- ・上小メディカルネット^{注)} を利用した他の医療機関との連携事業

注) 上小メディカルネット：上小メディカルネットは、上小地域の医療機関が、患者さんの同意のうえでインターネットを介して診療情報開示病院の診療情報を閲覧するシステムです。

政 策	安心できる医療環境の充実を目指す				
施策コード	IV236	施策 No.	3 6	重点プロジェクト	

国民健康保険事業の健全な運営

国民健康保険の健全な運営を維持し、誰もが安心して医療が受けられる、暮らしに安心感の広がるまちを目指します。

【現状と課題】

国民健康保険は「国民皆保険」の基盤となる制度として、地域住民の健康保持増進を図り、生活の安定に重要な役割を果たしておりますが、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

今後は、社会保障制度改革により、国民健康保険の財政運営は県へ移行し、市は国保税徴収や医療費適正化などの業務を分担することとなりますが、市の国民健康保険税の収納率は、被保険者の所得の減少や高齢者の増加により減少傾向にあり、その一方で医療給付費は、生活習慣病の増加や医療の高度化などにより増加傾向にあります。

これら制度を持続していくためには、安定した財政運営の維持と、医療費の適正化、財源の確保が必要になっています。

【施策展開の方針】

国民健康保険制度が、市民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットであることを踏まえ、市では、健全な運営を図るために徴収体制の強化を図りつつ、個別な事情による納付相談を実施することで収納確保を図ります。

また、医療費適正化のため、生活習慣病予防などの保健事業の充実を図り、適正な医療受診の啓発に取り組みます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
国民健康保険税 収納率(現年課税分)	93.8%	95%以上	県下 19 市平均以上を確保
受診者一人当たりに要した医療費	295,851 円	290,000 円以内	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	特定健診の受診、国民健康保険税の納付、適正な医療受診を進めます。		
地域・事業者の役割	地域ぐるみの健診受診の勧奨を進めます。		
行 政 の 役 割	国民健康保険会計の健全化・適正管理。		
	主管課	市民課、健康保健課、税務課	
	関連する個別計画		

【施策実現に向けた主要事業】

- ・特定健康診査等事業（受診率の向上対策）
- ・医療費適正化対策事業（適正受診啓発、ジェネリック医薬品の利用啓発）
- ・国保税の収納率向上対策

政 策	誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す				
施策コード	IV338	施策 No.	38	重点プロジェクト	○

支え合う地域福祉づくりの推進

地域で暮らす一人ひとりの市民が主役になって、地域の絆を深め、共に支え合いながらまとまりを育むことにより、福祉が充実した地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄になっていますが、一人暮らし高齢者や災害時に支援が必要な人を日頃から地域で見守るなど、地域住民の一層の支え合いが必要となっています。市民がともに支え合う意識をもち、地域の課題を自分自身の課題と捉え、地域で助け合って暮らしていけるよう、市民、団体、社会福祉協議会など、多様な機関が連携する地域福祉活動の展開が求められています。

【施策展開の方針】

市民一人ひとりがお互いに支え合える地域づくりのため、地域の見守り活動やボランティア活動等に参加するためのきっかけづくりや、地域福祉を支えてきた民生委員・児童委員の役割や活動の周知を図り、平常時はもとより災害時等の緊急時においても地域で互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
支え合い台帳 又はマップ等作成区数	10 区	全区	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	地域福祉活動へ主体的・積極的に参加します。		
地域・事業者の役割	地域で得られる福祉活動に必要な地域内情報の集約を進めます。 事業者の事業活動によって得られる要支援者情報の行政への伝達と行政等との連携による地域福祉の推進を図ります。		
行 政 の 役 割	市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備と地域福祉意識の啓発活動の実施。		
	主管課	福祉課	
	関連する個別計画	地域福祉計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
- ・地域福祉ボランティアの拡大
- ・ボランティアリーダーの育成
- ・地域における支え合い台帳等の作成支援

政 策	誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す				
施策コード	IV339	施策 No.	39	重点プロジェクト	

障がい者（児）福祉の充実

障がい者（児）が福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図ると共に、障がいのある人もない人も尊重し合って地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障がい福祉サービスの利用者は年々増加傾向にありますが、市内の事業所だけではニーズに十分対応できず、市外の事業所を利用している状況にあり、施設の計画的な整備が求められています。また、アンケートにおいて、障がい者（児）のことを理解していると回答した市民割合は 58.1%であるのに対し、障がい者（児）が感じる市民の理解度は 39.2%と相互の認識に差を生じており、障がい者（児）に対する理解を一層深めていくことが必要となっています。

【施策展開の方針】

身近な地域におけるサービス拠点の基盤整備及びサービス内容の充実等により、障がい者（児）が自ら必要なサービスを利用しながら安心して暮らせる環境づくりを目指すと共に、障がい者（児）理解の啓発活動を行います。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
障がい者グループホーム施設の整備	3 箇所	4 箇所	施設数
障害者総合支援法のサービスの満足度	28.3%	50.0%以上	現状値：H23.3月発行 東御市障がい者計画より

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	障がい児・者に対する理解と協力を進めます。
事 業 者 の 役 割	障がい福祉サービス提供体制の整備を進めます。
行 政 の 役 割	身近な地域におけるサービス拠点づくり、関係機関とのネットワークの構築、サービス基盤整備やその活動の支援。

	主管課 福祉課 関連する個別計画 障がい者計画、障がい福祉計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・障がい福祉サービスを提供する施設の計画的な整備
- ・介護給付と訓練給付等による障がい福祉サービスの提供
- ・情報提供と相談業務の充実
- ・上小圏域障害者総合支援センターの利用拡大
- ・全ての人が使いやすいバリアフリーの推進
- ・心のバリアフリーを促進するための学校や地域との交流支援

政 策	誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す				
施策コード	IV340	施策 No.	40	重点プロジェクト	

虐待防止の推進

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の防止、早期発見、早期対応に関する施策を推進するとともに権利擁護体制の充実を図り、安心して生活を営めることを目指します。

【現状と課題】

ストレス社会の蔓延や負のスパイラルなどを原因として、児童虐待や高齢者虐待、配偶者暴力（DV）が増加しています。特に児童虐待の発生は多く、未来を背負う児童への影響の大きさが懸念されるところです。配偶者暴力はその当事者間のみならず子供がいる場合には間接的な児童虐待ともなります。このほか、障がい者虐待も潜在している状況であり、虐待に対するその防止と早期発見・早期対応を図ることが求められています。

【施策展開の方針】

虐待及び配偶者暴力の防止の啓発活動を継続的に行い、相談・支援体制を整備し、養護者の育児・介護の孤立化を防ぐと共に関係部署・機関と連携し虐待及び配偶者暴力の防止と早期発見と早期対応を図ります。また、成年後見制度の活用等といった権利擁護体制の充実を強化します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
相談・支援・早期発見・早期対応により防止につながった割合	—	100%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	児童・高齢者・障がい者虐待、配偶者暴力に関心を高め、早期発見と通報に協力します。		
地 域 の 役 割	地域での見守りと、虐待防止の啓発活動への参加を進めます。		
行 政 の 役 割	関係部署及び機関との連携、並びに早期発見・早期対応と虐待等の防止啓発活動の推進。		
	主管課	福祉課	
	関連する個別計画	虐待等防止総合対策推進協議会設置要綱 成年後見制度利用支援事業実施要綱	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・地域での見守り・声かけ体制の構築
- ・虐待等に対する児童相談所、福祉事業者、警察等関係機関との連携強化と相談窓口の周知
- ・相談しやすい体制の整備と相談機関の周知

政 策	元気でいきがいのある高齢社会を目指す				
施策コード	IV441	施策 No.	4 1	重点プロジェクト	

高齢者が活躍するまちづくりの推進

高齢者の生きがいづくり、健康づくりの機会の充実を図ると共に、高齢者が経験と知識をいかしながら、地域において生涯現役として活躍できる環境づくりを進め、高齢者がいきいきと暮らしていける地域社会の形成を目指します。

【現状と課題】

人口の減少や超高齢化社会を迎え、地域活力の減退が危惧されるところですが、高齢者がいきいきとして、健康で元気に活躍することが、地域活力の維持、向上に不可欠であります。また、核家族化する地域社会において、先達者の知識、経験や地域の歴史の伝承が希薄になりつつある中で、これらを伝え守るため、地域における幼年・若年層との交流が望まれるところです。

【施策展開の方針】

高齢者の豊富な経験と知識を生かしたボランティア活動や世代間交流活動、及び就労機会の確保のためシルバー人材センターへの支援を行います。

また、趣味や研究活動などの自発的な活動が活発となるよう各種情報の提供に努めると共に、健康づくり活動の支援を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
シルバー人材センター会員率	3%	3%以上	60歳以上人口に占める割合
高齢者クラブ会員率	42%	42%以上	65歳以上人口に占める割合

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	社会活動へ積極的に参加し、趣味等を探す意識を高めます。
地域・事業者の役割	娯楽や生涯学習の場の提供を進めます。
行 政 の 役 割	市民や事業者への情報提供、活動支援。

	主管課 福祉課
	関連する個別計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・シルバー人材センターの支援
- ・高齢者クラブの支援
- ・高齢者スポーツ支援
- ・趣味講座等の情報提供
- ・温泉利用券の配布

政 策	元気でいきがいのある高齢社会を目指す				
施策コード	IV442	施策 No.	4 2	重点プロジェクト	○

介護予防の充実

高齢者が要介護状態になることや身体等の機能低下を予防し、高齢者が健康でいきいきと、その人らしく自立して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。

【 現状と課題 】

東御市の要介護者やその前段階にある者の 65 歳以上人口に占める割合は、平成 12 年度に 10.7%であったものが平成 25 年度当初には 18.6%と大きく伸びてきており、今後も一定程度増加していくものと予想されています。

高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送ることができるよう、要介護状態や機能低下を防ぐための取り組みが必要になっています。

【 施策展開の方針 】

高齢者が、要介護状態になることや身体等の機能低下を予防する見地から、運動器の機能向上や栄養状態の改善に取り組んでいくと共に、要介護状態等の原因疾患である生活習慣病の予防のための健康づくりを推進し、いつまでも健康で元気でいられる取り組みを進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
要介護認定者割合（65 歳以上人口に占める割合）	18.6%	19.0%	現状値：H25.3 末
介護予防教室参加者数（一般高齢者）	2,469 人	5,000 人以上	実人員

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	健康意識を高め、日頃から健康管理を進めます。		
地域・事業者の役割	運動器等の機能維持、向上のための施設整備を進めます。		
行 政 の 役 割	健康運動プログラムの作成、介護予防事業の計画的な推進。		
	主管課	福祉課、健康福祉課	
	関連する個別計画	老人福祉計画・介護保険事業計画	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・介護予防事業の推進（各公民館・各施設での筋トレ教室の充実）
- ・認知症高齢者支援体制の充実（個別相談窓口及び支援体制の周知）
- ・介護予防事業の評価分析と分析結果に基づく効果的な事業への見直し

政 策	元気でいきがいのある高齢社会を目指す				
施策コード	IV443	施策 No.	4 3	重点プロジェクト	

介護サービスの充実

介護など老後の生活に対する不安を解消し、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

高齢化の進展に伴って要介護者等が増加し、今後もその傾向は続くことが予想されます。現在、市内には地域包括支援センターが1か所、特別養護老人ホームが3施設、介護老人保健施設が1施設、地域密着型サービス施設が6施設運営され、介護保険事業に基づく在宅と施設のサービスをそれぞれ担っていますが、介護サービスの充実を望む声は依然として高いものがあります。

いつまでも住み慣れた地域で生活していくために、必要な地域密着型サービス施設などを計画的に整備していくことが求められています。

【施策展開の方針】

高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、在宅サービスの充実や小規模短期入所施設・地域密着型施設の整備を計画的に進めるとともに、介護保険・医療・福祉が連携し、利用者視点に立った総合的かつ継続的な質の高い介護サービスの提供に努めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
地域密着型サービス施設 ^{注)} 数	6 施設	8 施設	
介護保険サービスの満足度	61.1%	80%以上	介護保険計画作成アンケート結果

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	必要とするサービスを有効に利用します。		
地域・事業者の役割	地域密着型サービス施設の充実と整備を進めます。		
行 政 の 役 割	事業者の審査と指導監査、質の高い福祉サービスの確保。		
	主管課	福祉課	
	関連する個別計画	老人福祉計画・介護保険事業計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・ 質の高い介護サービス提供基盤の整備
- ・ 介護保険事業の健全な運営
- ・ 地域密着型サービス施設の整備
- ・ 認知症グループホームの整備
- ・ 一人暮らし高齢者等の要援護者の生活支援サービスの提供

^{注)} 地域密着型サービス：要介護や要支援状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするための福祉サービスをいいます。

政 策	元気でいきがいのある高齢社会を目指す				
施策コード	IV444	施策 No.	4 4	重点プロジェクト	○

地域包括支援体制の充実

介護や医療が必要な状態になっても、身近な地域でその人の能力に応じて自立した生活を在宅で送れるよう、地域で支えることができる仕組みづくりの構築を目指します。

【現状と課題】

平成 22 年に行った「高齢者等実態調査」では、介護が必要になった場合に「できる限り自宅に住みながら介護サービスを利用したい」と考えている人が 7 割弱を占め、高齢者の多くが在宅での介護を希望していることが明らかになっています。これに伴い家庭内での介護者の負担も増加しています。今後ますます高齢化が進展し、高齢者の独り暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中では、医療、地域住民、ボランティアなど、職種を越えた関係機関の連携や協働（ネットワークづくり）により、高齢者を地域全体で支えていくことが求められています。

【施策展開の方針】

高齢者が安心して地域で暮らし続けることができ、また、介護者負担の軽減が図られるよう、地域包括支援センターが中心となり、介護・医療・福祉の一層の連携強化を図り、市民病院をはじめ多種多様な機関を含めた地域力・市民力が有機的に連携する「地域包括ケアシステム^{注1)}」の構築を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
地域包括ケア推進会議 ^{注2)} の開催	—	月 1 回	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	介護や医療等のことで困ったときは、一人で悩まず地域包括支援センターへ相談します。		
地域・事業者の役割	地域での見守り、行政から取り次ぎのあった相談の迅速な対応を進めます。		
行 政 の 役 割	地域包括ケアシステムの構築、相談内容に応じた適切な機関等への取り次ぎ。		
	主管課	福祉課	
	関連する個別計画		

【施策実現に向けた主要事業】

- ・認知症サポーターの養成
- ・地域包括ケア個別会議の開催
- ・地域包括支援センターの総合相談及び支援相談の充実
- ・地域包括ケアシステム構築研修会及び検討会の開催

注1) 地域包括ケアシステム：地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力してニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み

注2) 地域包括ケア推進会議：地域包括ケア個別会議で明らかとなった課題を施策に結び付けていくための会議

基本目標

V

地域の魅力を活かし、活力と にぎわいを生むまち

V-1 地域特性を活かす農業の振興を目指す

- | | | |
|-------|-------------------------|----------|
| V 145 | ○ 東御ブランドの確立と新規特産品の振興 | 75 |
| V 146 | ○ 農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生 | 76 |
| V 147 | 農業担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立 | 77 |

V-2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す

- | | | |
|-------|---------------------|----------|
| V 248 | 雇用の創出と労働環境の充実 | 78 |
| V 249 | ○ 商工業の支援と育成 | 79 |
| V 250 | 中心市街地のにぎわい創出 | 80 |
| V 251 | ○ 新規起業家への支援と企業立地の促進 | 81 |

V-3 定住人口を増加させ、にぎわいあるまちを目指す

- | | | |
|-------|---------------------------|----------|
| V 352 | ○ I・J・U ターン移住者の誘導による定住の促進 | 82 |
|-------|---------------------------|----------|

V-4 交流を広げる魅力ある観光地をつくる

- | | | |
|-------|-----------------------|----------|
| V 453 | 観光拠点の整備と情報発信の強化 | 83 |
| V 454 | 地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進 | 84 |

政 策	地域特性を活かす農業の振興を目指す				
施策コード	V145	施策 No.	4 5	重点プロジェクト	○

東御ブランドの確立と新規特産品の振興

市の重要な産業である農業を発展させるため、東御ブランドの確立と新規特産品の振興を図り、農家の安定した生産体制や生産した農産物の市場の確保を目指します。

【現状と課題】

2010 世界農林業センサスでの市内の総農家数は 2,547 世帯であり、市内世帯の約 23 パーセントの世帯が農業に従事しています。農業は市にとって重要な産業であり、将来的に発展させる必要があるものの、市の農業生産額（農協出荷額）は、平成 19 年度の 21 億 9 千万円に対して平成 24 年度は 18 億 4 千万円と 5 年間で約 16 パーセントも減少しています。

農業の発展のためには、農業生産額を増加させることが必要であり、農家の安定した生産体制の確保や、生産した農産物の市場の確保などが課題となっています。

【施策展開の方針】

農家の安定した生産体制を確保するため、国の補助制度を活用した大型機械の導入や施設整備などの経営規模拡大や、施設の整備・修繕や苗購入などへの支援を行います。また、生産した農産物の市場を確保するため、既存特産品については、「特産品指定品目」認定制度を導入して重点的に付加価値の創出、東御ブランドの確立を推進します。

新たな特産品については、長野県が展開する首都圏での情報の発信・収集活動に積極的に参画するとともに、ワインについては新規特産品として推進します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
農業生産額	1,844 百万円	2,000 百万円	
特産品指定品目数	—	6 品目	
ワイン用ぶどう作付け面積（累計）	16ha	50ha	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	地元農産物を積極的に消費します。贈答等で特産品の活用を進めます。		
地域・事業者の役割	農産物の安定した生産、特産品の品質確保、ワイン用ぶどうの栽培などの促進、農産物の P R や販売の促進活動を進めます。		
行 政 の 役 割	農家の安定した生産体制の確保		生産した農産物の市場の確保。
	主管課	農林課	
	関連する個別計画	農業振興計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・農業生産に対する補助事業
- ・特産品指定品目認定事業
- ・ワイン用ぶどうの栽培地整備事業
- ・首都圏等への販路拡大事業

政 策	地域特性を活かす農業の振興を目指す				
施策コード	V 146	施策 No.	4 6	重点プロジェクト	○

農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生

点在する農地の利用集積を進め、耕作の効率化を図ることにより経営規模の拡大を促し、農業経営の安定化を図ります。

【 現状と課題 】

市の耕作放棄地は拡大傾向にあり、2010 年世界農林業センサスでは、449ha に達し、全耕地面積の約 7 分の 1 が耕作放棄地という状況です。近年は、農業担い手不足や耕作者の高齢化に伴い農地の所有面積の細分化が進んだことにより、耕作の効率が悪くなり、耕作条件の悪い農地から耕作放棄地が顕著に生じている傾向があります。

また、経営耕地の細分化が進み、多種多様な農作物が栽培されるようになった結果、農薬の飛散（ドリフト）問題も発生しています。

農地の流動化や農作業受委託の促進により、営農に適した優良農地を良好な状態で管理し、有効活用を図っていくことが求められています。

【 施策展開の方針 】

農業振興地域整備計画に基づき、農業利用の増進を図る必要がある農地については、流動化、利用集積の促進により、農業担い手を核に農地の利用集積を推進します。

また、耕作放棄地については、同計画の対象となる箇所について、土地改良事業等による基盤整備や農地の中間的受け皿（農地中間管理機構（仮称））の活用により、耕作放棄地を解消し農地の保全を進めます。一方、住宅地周辺の集積不能地は、市民農園等の利活用策を講じます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
耕作放棄地の再生活用面積	0ha	42ha	
農業担い手への利用集積面積	443ha	477ha	

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	農地を守る意識を高め、地域共同活動へ参加します。		
地域・事業者の役割	地域での利用集積、耕作放棄地解消への話し合いを進めます。		
行 政 の 役 割	耕作放棄地再生への補助、農地の貸し手借り手の情報収集及び提供、耕作放棄地の情報提供。		
	主管課	農林課・農業委員会	
	関連する個別計画	農業振興地域整備計画 人・農地プラン	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・御堂地区荒廃農地復旧事業
- ・荒廃農地復旧事業
- ・市民農園の開設及び維持管理

政 策	地域特性を活かす農業の振興を目指す				
施策コード	V147	施策 No.	47	重点プロジェクト	

農業担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立

持続可能な力強い農業を実現するため、青年の新規就農者及び農業経営継承者を確保支援するとともに、認定農業者等の農業担い手に対し安定的な農業経営が図れるよう支援します。

【現状と課題】

農業経営については、TPP問題等農業政策の変動等により先行きが見えない不安定な状況となっており、地域特性を生かした安定的な農業を確立することが求められています。農業担い手にあっては、経営耕地面積の規模拡大によって安定的な経営に結びつきつつあります。そのため、引き続き農用地の集団化と生産性の向上を推進し、安定した所得が得られるよう支援していく必要があります。

また、将来的に農業担い手と期待される新規就農者は、農業技術をはじめとした耕作地、機械設備等が不足していることから、就農に向けたプログラムの充実が必要になっています。

【施策展開の方針】

新規就農希望者については、就農に向けて里親制度や就農住宅の充実、農地賃借料の補助など、収入が不安定な就農初期に経営の安定化が図られるよう支援します。

認定農業者を始めとする農業担い手に対しては、農地集積を促進し、規模拡大により効率的かつ安定的な経営が行えるよう支援します。

また、高い技術力と経営力を持つ企業的農業経営を行う農業法人などを増やすための取り組みを進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
新規就農者の確保	—	10 人	
認定農業者の拡大	87 経営体	100 経営体	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	農業担い手への農地集積へ協力します。	
地域・事業者の役割	技術向上・情報収集のための研修会への参加を進めます。	
行 政 の 役 割	就農希望者確保の企画・実施、農業者や農業者団体への活動支援。	
	主管課	農林課、農業委員会
	関連する個別計画	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、人・農地プラン

【施策実現に向けた主要事業】

- ・就農トレーニングセンター等の運営
- ・農業農村支援センターの充実
- ・農業技術向上に関する研修会開催
- ・農業振興補助金事業

政 策	元気で活力ある産業が育つまちを目指す				
施策コード	V 248	施策 No.	4 8	重点プロジェクト	

雇用の創出と労働環境の充実

地域経済の活力の維持を図り、雇用対策を進めることによって、安心して持続的に働ける環境の実現を目指します。

【 現状と課題 】

平成 24 年度に実施した「まちづくりアンケート」の結果では、「雇用の創出と労働環境の充実」が市民の意識において特に力を入れるべき項目であることが明らかになっています。とりわけ長引く経済情勢の低迷により、定職のない若年層の増加など労働者を取り巻く環境は厳しさを増している中で、雇用確保は極めて重要な課題となっています。

本市を含むハローワーク上田管内の有効求人倍率をみても、平成 25 年 7 月で 0.8 倍と若干の改善はみられるものの依然として厳しい状態が続いています。若者から失業者まで実情に即した支援など、雇用の創出に向けた取り組みが求められています。

【 施策展開の方針 】

企業誘致や体験型観光、6 次産業化の推進により雇用の創出や働くことができる人の就労を促進するとともに、求職者の就職活動を支援するための講座や求人情報提供などに取り組み、企業見学会や面接会を開催して、地域の若者等が地域の企業への理解を深め就職活動につながるよう支援します。

また、勤労者の生活の安定を図り資金融資制度の活用を進めるとともに、退職後の安定と、安心して働ける職場を目指す国の退職金制度加入促進を進め勤労者福祉の向上を図ります。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
就業率	58.2% (県内 42 位)	60.0% (県内 30 位)	現状値は平成 22 年度 国勢調査結果
有効求人倍率(上田職業安定所管内)	0.8 倍	1.0 倍	現状値は平成 25 年 7 月

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	求人情報等を積極的に活用します。
地域・事業者の役割	情報提供と計画的な雇用の継続、労働環境の向上を進めます。
行 政 の 役 割	雇用促進策の実施、勤労者福祉・企業誘致の推進。
	主管課 商工観光課
	関連する個別計画

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・ 勤労者融資制度のあっせん事業
- ・ 職業安定に係る関係機関との周知、連携事業
- ・ 退職金共済契約掛金補助事業
- ・ 勤労者互助会支援事業

政 策	元気で活力ある産業が育つまちを目指す				
施策コード	V 249	施策 No.	4 9	重点プロジェクト	○

商工業の支援と育成

社会経済環境などの変化に対応した新分野へのものづくりを支援し、企業経営が発展し地域産業が活性化する社会を目指します。

【 現状と課題 】

市内工業・商業者の多くは、景気回復の兆しを実感できない現在の経済情勢の中で様々な経営課題を抱えています。政府による経済対策等に伴い景気回復に期待感はあるものの、消費税引き上げや円安の進行による燃料や原材料の価格上昇、電気料金の値上げなど先行きに対する警戒感も依然として残ります。この厳しい状況を打開するため、商工会等と連携した経営基盤の安定と強化につながる支援が必要です。

【 施策展開の方針 】

商工会等と連携した研修事業を行い企業のスキルアップを図るとともに、企業の事業拡大のための設備投資に対する助成事業や中小企業への融資が円滑に進むよう支援を進めます。

また、6次産業化を推進し、産・学・官の連携により取引の拡大と新分野への進出を促進します。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
製造品出荷額	1,071.6 億円	1,300 億円	現状値は平成 23 年 (県統計に基づく)
事業所数(農林業の個人事業所除く)	1,395 所 (県内 19 位)	1,500 所 (県内 19 位)	現状値は平成 22 年度 長野県 100 の指標

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	地元企業、地域産業への関心と理解を深めます。
地域・事業者の役割	情報提供と協力、安定経営・技術の向上を進めます。
行 政 の 役 割	情報提供、振興助成、融資あっせんなどの実施と拡充。
	主管課 商工観光課 関連する個別計画

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・利子補給事業(制度資金、事業所用太陽光発電システム設置融資、観光宿泊施設等整備融資)
- ・商工業振興助成事業 ・商工業各種団体の支援事業 ・制度資金あっせん事業
- ・中小企業育成事業 ・退職金共済契約掛金補助事業 ・勤労者互助会支援事業
- ・商工会小規模経営改善指導事業 ・人材育成のための能力開発事業

政 策	元気で活力ある産業が育つまちを目指す				
施策コード	V 250	施策 No.	5 0	重点プロジェクト	

中心市街地のにぎわい創出

賑わいのある中心市街地の活性化に取り組み、新たな魅力を創出する商店街づくりを目指します。

【 現状と課題 】

本市の中心市街地である田中駅周辺地区は、しなの鉄道田中駅前を中心に、北は国道 18 号までの約 310m、東は約 450m にかけて形成されており、概ね 21ha が中心商業地域になっています。

近年は市街地の整備事業により、歩道や信号機の設置、電柱移転などの工事が完了し、街並みや景観、利便性は向上したものの、買い物客の減少等によって中心市街地としての機能、魅力は低下しつつあるとともに、人口減少による空洞化や高齢化が進行しています。

新たな中心市街地の魅力を創出するために、商店街組合や地域が主体となった様々なイベントの企画・運営が求められているとともに、にぎわいの創出、観光客の誘引、居住人口の増加、交流の促進と交通環境の向上が喫緊の課題となっています。

【 施策展開の方針 】

店舗の魅力向上などの“自助”や、地域イベントの創出などの“共助”の力を引き出す支援によって地域力を高めるとともに、観光との連携を強化し、中心市街地の魅力を高める情報を広く発信します。また、商業に限らない住民の生活支援機能等の集積・充実を図るため、空き地及び空き店舗の活用策の検討を進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
中心商業地域における新規店舗数	1 件	10 件	目標値は平成 25～29 年度の累計
商業施設の市民満足度	36.8%	50%	目標値は 5 年後

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	中心市街地・商店街を利用し、魅力向上策を提案します。
地域・事業者の役割	店舗の連携協力によるイベント企画、課題解決、魅力創出を進めます。
行 政 の 役 割	調査・研究・意見交換の場の提供、情報の発信、活性化施策の検討及び支援

	主管課 商工観光課
	関連する個別計画

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・中心市街地活性化協議会の活動支援
- ・中心市街地を回遊する交通システムの研究
- ・田中商店街協同組合の活動支援
- ・東御市民まつり等のイベント事業
- ・市民協働による賑わい創出調査・研究事業

政 策	元気で活力ある産業が育つまちを目指す				
施策コード	V 251	施策 No.	5 1	重点プロジェクト	○

新規起業家への支援と企業立地の促進

さまざまなメディアを活用して東御市を内外に情報発信し、地域特性を活かした新しい産業の創出を進め、優良企業の立地の促進を目指します。

【現状と課題】

市の産業を活性化するために、新たな企業の立地は最も重要なテーマです。しかし、羽毛山工業団地、上川原工業団地への企業誘致は、県や市ホームページに掲載し周知を図っていますが、厳しい経済状況を背景に未分譲地が残っている状況があり、新たなPR方法について検討していく必要があります。

また、東御市の優れた気象条件、環境などの地理的特性を有効に活用するとともに、福祉・健康・新エネルギーなどの新産業の企業誘致についても研究していく必要があります。

優良企業の誘致には、土地取得補助や施設設置補助が有効な対策となっていることから、今後も、補助制度や融資制度などの支援を継続する必要があります。

【施策展開の方針】

産・学・官連携による新産業の研究を行い、国内外とのビジネス展開による取引の拡大と新分野への参入を進めるとともに、新産業の創出と地域活性化の手段として、新エネルギーなど新たな分野に目を向け、福祉・健康産業や特産品の販路開拓支援等の研究を進めていきます。

また、市民が新たに興すビジネスなど、新しい事業へチャレンジする主体的な取り組みを支援する仕組みの構築を進め、市の助成制度を見直し現況にあった支援体制を整えます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
新規起業家（含む予定者）に係る 県・市制度資金使用事業者数	7 事業者	40 事業者	目標値は計画期間の 累計
工業用地等未分譲地数	4 区画	1 区画	分譲済み又は貸付済 を除く

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	新規起業家への理解と協力を進めます。		
地域・事業者の役割	連携による情報提供、新たな産業分野の調査・研究を進めます。		
行 政 の 役 割	情報提供、技術革新の支援、条件整備などへの振興助成。		
	主管課	商工観光課	
	関連する個別計画		

【施策実現に向けた主要事業】

- ・ 商工業振興助成事業（用地取得・事業所建設）
- ・ 新たな助成制度の検討
- ・ 新産業誘致等の調査・研究

政 策	定住人口を増加させ、にぎわいあるまちを目指す				
施策コード	V 352	施策 No.	5 2	重点プロジェクト	○

I・J・U ターン移住者の誘導による定住の促進

転入者を誘導するためには、市の魅力と合わせ市が取り組んでいる定住施策の情報発信が重要になります。各種の定住施策のPRと推進により、人口減少に歯止めをかけるとともに、にぎわいのあるまちを目指します。

【現状と課題】

定住促進策では、住宅・雇用支援として、空き家バンクの活用や住宅団地の販売促進支援、企業誘致や就労支援による雇用の場の確保、子どもを産み育てる支援として、助産所、保育園、子育て支援センターの充実、小・中学校教育の充実及び医療支援など、出産から学校卒業まで子育て世代にとって魅力ある施策を推進しています。

近年減少傾向が続く10年後の市の人口推計は、28,570人と2,000人余りも減少することが予測され、労働力の低下や自治運営の弱体化など、市全体の活力の低下につながることも懸念されるため、定住者の確保が求められています。移住者を誘導するにあたっては、総合的に支援する窓口体制の整備や、本市が持つ多くの魅力を十分に発信し、認知度やイメージを高め、住んでみたい・住み続けたいまちを創っていく必要があります。

【施策展開の方針】

移住希望者への相談体制・受入れ体制など、窓口の一本化による総合的な支援体制を充実します。

新規就農希望者などの誘致活動や移住支援サイトへの積極的な情報提供を行い、移住者を誘う取り組みを進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
人口動態（社会動態）数 ^{注）}	44 人	70 人	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	東御市の魅力を内外に発信し、移住への誘導に協力します。
地域・事業者の役割	住みやすい地域の創造とPRを進めます。
行 政 の 役 割	市の魅力の発信と移住希望者のニーズに対応できる体制の整備。

	主管課 企画財政課
	関連する個別計画

【施策実現に向けた主要事業】

- ・移住・定住希望者を対象とした誘致活動
- ・相談体制・受入れ体制の整備
- ・住宅情報の提供

^{注）} 目標値に掲げる人口動態（社会動態）とは、東御市への年間転入者総数－年間転出者総数を示します。

政 策	交流を広げる魅力ある観光地をつくる				
施策コード	V 453	施策 No.	5 3	重点プロジェクト	○

観光拠点の整備と情報発信の強化

湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園を観光拠点として整備するとともに、情報発信を強化し、交流人口の増加を目指します。

【現状と課題】

貴重な自然環境を手軽で安全に楽しめる湯の丸高原、北国街道の宿駅の風情を今に伝える海野宿、個性的な美術館を核に自然とアートが響き合う芸術むら公園など、市内には、自然・歴史・芸術などの地域資源を活かした、優れた観光拠点が存在します。

湯の丸高原や海野宿などの観光拠点では、登山道等の整備、市の歴史・風土にちなんだ環境や風致の保全・整備を行い、多くの観光客を迎え入れる必要があります。

【施策展開の方針】

湯の丸高原や海野宿、芸術むら公園、浅間南麓の標高差を活用した景観など観光地の整備により、市内観光の回遊がもたらす波及効果を拡大させるとともに、観光客の受け入れ体制の整備を進め交流促進を図ります。また、ワインバレー構想や高地トレーニング構想に着目した、あらたな観光資源の活用と連携、情報発信を推進していきます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
湯の丸高原観光客利用者数	569,900 人	598,400 人	
海野宿観光客利用者数	212,000 人	222,600 人	
芸術むら公園観光客利用者数	90,700 人	95,200 人	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	情報発信へ協力し、ガイド等育成講座へ積極的に参加します。		
地域・事業者の役割	魅力ある観光地づくりへ協力します。		
行 政 の 役 割	市民・地域・観光事業者との協働による事業推進と支援、人材の掘り起こしと育成。		
	主管課	商工観光課	
	関連する個別計画	観光ビジョン	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・湯の丸高原観光対策事業
- ・海野宿観光対策事業
- ・海野宿滞在型交流施設整備事業
- ・芸術むら公園管理運営事業
- ・観光拠点まちづくり事業の推進
- ・観光まちづくり会議によるビジョンの具現化と進捗管理
- ・観光ボランティアガイド制度の充実

政 策	交流を広げる魅力ある観光地をつくる				
施策コード	V 454	施策 No.	5 4	重点プロジェクト	

地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進

自然、歴史文化などの地域資源に磨きをかけ、体験型、滞在型、交流型の観光を推進することで、地域の魅力を発信します。

【現状と課題】

昨年度実施した「まちづくりアンケート」の結果では、「魅力ある観光地づくり」の市民意識が前回調査より不満傾向にあることが明らかになっています。観光客の多様化するニーズや時代の変化を捉え、豊富な観光資源を活用した個性的で魅力ある観光地づくりが重要な課題となっています。

観光客のニーズの多様化に合わせ、市内に点在する観光資源となりうる地域資源の掘り起こしや演出、体験と地域資源の組み合わせによる、目的や趣向に沿った観光の充実が求められています。

また、IT機器の発達にともないスマートフォンやタブレット端末の利用による観光情報提供に対応した、迅速かつ柔軟で多角的な情報発信体制の構築が必要となっています。観光協会事務局は観光情報窓口としての位置づけや観光客へのアクセスに配慮する必要があります。

【施策展開の方針】

自然、食、歴史、文化といった地域資源の掘り起こしと活用・充実により、スポーツツーリズム、グリーンツーリズム、ワインバレー構想等と調和のとれた新たな体験型、交流型観光施策を推進し、魅力ある観光地づくりを進めます。また、効果的な観光情報の提供体制を充実し、市内外に向けた観光情報の発信機能強化を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
東御市観光協会ホームページ閲覧数(年間)	71,281 回	75,000 回	H25 年度リニューアル
スポーツ合宿旅行等入込数	7,810 人	8,200 人	H24 年度 市内スポーツ施設等合宿利用者数:参考
農業体験教室等受入数	2,110 人	2,200 人	H24 年度大田区休養村施設農業体験教室受入数:参考

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	体験・交流を受入れ、観光情報発信へ協力します。		
地域・事業者の役割	地域資源の活用等と事業の立案、推進を図ります。		
行 政 の 役 割	市民・地域・観光事業者との協働による観光事業の推進、支援。		
	主管課	商工観光課	
	関連する個別計画	観光ビジョン	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・東御市観光協会運営補助
- ・東御市観光まちづくり会議
- ・地域資源の活用、演出、創出事業
- ・情報発信機能の充実

基本目標

VI

市民と共に歩む参画と協働のまち

VI-1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す

VI155 ○ 小学校区単位の地域づくりの推進

..... 86

VI156 ○ 協働のまちづくりの推進と担い手の育成

..... 87

VI-2 市民の信頼に応える行財政経営を進める

VI257 効果的な行政運営の推進

..... 88

VI258 持続可能な財政運営の推進

..... 89

VI259 広域連携による共同事業の促進

..... 91

VI-3 開かれた市政を推進する

VI360 市政が見える広報活動の充実

..... 92

VI361 ○ 広聴活動の充実による市民参画の促進

..... 93

VI-4 すべての人が尊重されるまちを目指す

VI462 ○ 男女がともに参画するまちづくり

..... 94

VI463 人権意識の高揚と人権擁護の推進

..... 95

VI464 多文化共生の推進

..... 96

政 策	市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す				
施策コード	VI155	施策 No.	5 5	重点プロジェクト	○

小学校区単位の地域づくりの推進

小学校区という身近で住民の連帯感が共有できる地域を単位に、地域づくり組織の構築に取り組み、その活動を通じて地域コミュニティの再構築を図るとともに、住民自らが考え行動する自立した地域を目指します。

【現状と課題】

これまで、田中、滋野、祢津、和および北御牧の各小学校区においては、区長会はじめ、PTA、高齢者クラブ、子供育成会等が組織されていますが、地区全体の課題を住民が主体的に解決する仕組みがありませんでした。

このため、地区の課題解決と活性化に取り組むための地域づくり組織の構築が求められており、平成25年5月に、新たな地域づくり組織として、滋野地区の「しげの里づくりの会」が発足しました。また、その他の地区においても組織化に向けた検討が進められています。

地域コミュニティの再構築にあたっては、女性や若者の積極的な参加のもと、将来的にも住民自治の継続が可能となるような地域での支え合いの仕組みや、これから発生する地域課題を地域と行政が手を携えて担い合う仕組みづくりが必要です。

【施策展開の方針】

住民が主体となって地域づくりに取り組む団体の組織化を支援します。また、組織運営に関する相談支援や協働事業への財政支援の充実を図るなど、地域活性化に向けた取り組みを支援します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
小学校区単位の地域づくり組織の発足数	1 地区（滋野）	5 地区	
「自ら主体的に地域課題を解決しようという気風がある」と思う市民意識度	H24 年度 12 月現在 33.3%	50.0%	まちづくり アンケート調査

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	地域づくり活動への参画意識を高めます。		
地域・事業者の役割	地域づくり組織の設置、行政と連携した地域活動の積極的な展開、地域が主体となった地域の課題解決への取り組みを進めます。		
行 政 の 役 割	地域づくり組織と連携した活動の支援。		
	主管課	地域づくり支援室	
	関連する個別計画	市民協働のまちづくり指針	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・小学校区単位の地域づくり活動等推進交付金交付事業
- ・地域づくり支援員の配置
- ・地域づくりサポーターの配置と活用

政 策	市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す				
施策コード	VI156	施策 No.	5 6	重点プロジェクト	○

協働のまちづくりの推進と担い手の育成

区やNPO等の市民活動団体と行政がパートナーとして「協働のまちづくり」を推進し、まちづくりの課題に対応するとともに、その活動を担う人材の育成を図ることにより、市民と行政が共に歩むまちを目指します。

【 現状と課題 】

市民生活や価値観が多様化する中、公共的サービスを行政だけで対応するのではなく、市民活動団体と行政が対等な立場で連携・協力することによって、公共的な課題を解決していくための「協働」の考え方が必要になっています。そのため、「自助・共助・公助」の視点から市民、地域、行政がそれぞれの役割を明確にし、お互いが協力し合いながら新たな公益活動を担う取り組みとしての「協働のまちづくり」を推進していかなければなりません。また、推進にあたっては、市民活動団体の活力を生み出す支援とともに市民参加を促し、活動を担う人材の育成をしていくための仕組みづくりが必要です。

【 施策展開の方針 】

協働に対する市民意識の高揚を図るための情報発信に努めるとともに、地域の担い手となる人づくりの学習機会を提供します。また、市民活動団体登録制度^{注)}への登録を促し、団体が相互に連携・協力できるネットワークづくりを目指すなど、協働を推進するための体制づくりの検討を進めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
「住民と行政の協働のまちづくりについて」の市の取り組みに対する市民満足度	35.6%	50.0%	まちづくりアンケート調査
東御市民活動団体登録制度に登録している団体数	H25 年度 6 月現在 42 団体	70 団体	現状の市民活動団体数の 50%が目標

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	区や市民活動団体等へ加入し、活動へ参加します。	
地域・事業者の役割	自発的・主体的なまちづくり活動の推進と市民活動団体間での連携を進めます。	
行 政 の 役 割	区や市民活動団体等の活動支援と地域リーダーの育成。	
	主管課	地域づくり支援室、生涯学習課
	関連する個別計画	市民協働のまちづくり指針

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・地域づくり活動補助金交付事業
- ・市民活動団体連絡会議（ネットワーク）の設置
- ・市民活動サポートセンターの設置
- ・東御市民活動団体登録制度の促進
- ・地域リーダー育成講座の実施

^{注)} 市民活動団体登録制度：市民活動団体の活動情報などを市ホームページ等へ紹介することにより、団体のPRや活動範囲（会員）の拡大、団体間の連携などに役立ててもらおうとする制度。

政 策	市民の信頼に応える行財政経営を進める				
施策コード	VI257	施策 No.	5 7	重点プロジェクト	

効果的な行政運営の推進

地方分権の流れに対応した、市民の期待と信頼に応えられる行政サービスの向上を図るとともに、行政改革に基づく効果的な行政運営の実現を目指します。

【現状と課題】

長期的な経済の低迷が影響する依然として厳しい財政状況の中で、ますます複雑化、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に応えるためには、限られた資源（人員、財源）を有効に活用するための計画的で効率的な行政運営が必要となっています。

効果的・効率的に施策を進めていく経営的視点に立って、柔軟な組織体制、職員の能力、意欲を引き出す適正な人事管理、事務事業の効率的な推進などを進め、簡素で効率的な行政運営の実現に向けた取り組みを着実に進めていくことが必要となっています。

【施策展開の方針】

市民や多様な担い手と協働し、市民志向の質の高いサービスを提供するため、効率的な組織づくりなど、選択と集中による行政の最適化を進め、簡素で効率的な行政運営の確立を推進します。

また、行政施策や事務事業を市民の目線で検証、評価し、その結果を市政に反映する仕組みを構築します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
集中改革プラン ^{注)} の取り組み達成度	—	100%	H25 年度計画策定

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	市民の視点に立って行政サービスを監視します。		
地域・事業者の役割	民間事業者のノウハウの提供によって、効率的な行政運営へ寄与します。		
行 政 の 役 割	集中改革プランに基づいた行政改革の実行。		
	主管課	総務課、企画財政課	
	関連する個別計画	第3次行政改革大綱、集中改革プラン 定員適正化計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・第3次行政改革大綱に基づく集中改革プランの推進
- ・定員適正化計画の実行
- ・総合計画の進捗管理

^{注)} 集中改革プラン：地方公共団体が行政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するために策定する計画であり、具体的な数値目標を盛り込んでいます。

政 策	市民の信頼に応える行財政経営を進める				
施策コード	VI258	施策 No.	5 8	重点プロジェクト	

持続可能な財政運営の推進

市の将来を見据え、限られた財源を効果的・効率的に活用し、将来世代に過大な負担を残すことがないように、健全で持続可能な財政運営を目指します。

【 現状と課題 】

国から地方自治体への権限と税源の移譲が進みつつあります。今後もさらなる地方分権が進められる中、高齢化社会の進展により社会保障費が増加する一方で、地方交付税の縮小や市税収入の減少が予想されます。平成 24 年度決算における財政健全化判断比率は堅調に推移しており、また、市税収入は 40 億円前後を維持しています。今後も身の丈にあった予算編成と税収の安定的な確保に努める必要があります。

【 施策展開の方針 】

限られた財源を有効に活用するため、計画行政と健全財政の堅持に取り組むとともに、費用対効果を考慮した事業の重点化を進め、スクラップ＆ビルドによる財源の効果的な配分を行います。

また、市税の適正な課税と徴収、受益者負担のさらなる適正化を図るとともに、市民にもわかりやすい財政状況の公表を積極的に進めます。

公有資産・公共施設については、社会経済情勢等の変化に合わせ適正な管理に努めます。

【 まちづくり目標値 】

指標名	現状値	目標値	備 考
実質公債費比率	8.4%	15%台	早期健全化基準 25.0%
将来負担比率	37.0%	120%台	早期健全化基準 350.0%

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	市税の納付、施策全般へ関心を高めます。		
地域・事業者の役割	施策全般への関心を高めます。		
行 政 の 役 割	徹底した経費の節減等による自主財源の確保。		
	主管課	総務課、企画財政課、税務課	
	関連する個別計画	第 3 次行政改革大綱、集中改革プラン 定員適正化計画	

【 施策実現に向けた主要事業 】

- ・効果的・重点的な財源配分、事務事業の見直しと経費の節減
- ・市税の適正な賦課及び収納率の向上
- ・新たな自主財源の確保

注 1) 実質公債費比率

…市税等の年間収入のうち市全体の年間借金返済額が占める割合で、この比率が 18%を超えると、地方債を発行する際に県の許可が必要になります。また、25%以上になると、一部の地方債の発行が制限されるとともに、財政健全化団体になります。

注 2) 早期健全化基準

…自治体財政健全化法が定める財政 4 指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)でいずれかが一定割合を超すと、破綻寸前の「早期健全化団体」に指定される基準です。

この早期健全化団体には、自主的な財政再建計画などが義務づけられます。

< 参 考 >

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率

	当市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—%	13.51%	20.0%
連結実質赤字比率	—%	18.51%	30.0%
実質公債費比率	8.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	37.0%	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

(資料：企画財政課 財政係)

注 3) 将来負担比率

…市全体の借金等が市税等の年間収入の何年分に当たるのかを表す指標です。

(100%が 1 年分に当たります)

政 策	市民の信頼に応える行財政経営を進める				
施策コード	VI259	施策 No.	5 9	重点プロジェクト	

広域連携による共同事業の促進

多様化、高度化する市民のニーズに対応するため、広域的な連携による効率の良い行政運営を目指します。

【 現状と課題 】

上田地域広域連合、上田地域定住自立圏及び佐久地域定住自立圏において、広域にわたって処理することが効率的な事務を共同処理し、関係市町村が互いに支え合うことで広域的な連携を進めています。

広域的な対応が必要な課題は、ゴミ処理事業、地域医療対策、消防、公共施設の共同利用や広域交通、観光など、多岐にわたりますが、今後も広域計画、定住自立圏共生ビジョン^{注)}に基づき、継続的に検証・見直しを行いながら、この地域にふさわしい広域行政の仕組みづくりを進めていく必要があります。

団体名	構成市町村
上田地域広域連合	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町
上田地域定住自立圏	上田市（中心市）、東御市、青木村、長和町、坂城町、立科町、嬭恋村
佐久地域定住自立圏	佐久市（中心市）、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町

【 施策展開の方針 】

広域計画等に基づき、関係自治体との交流や連携、事務の共同処理などによるパートナーシップを構築し、広域的な地域振興を進めます。

【 施策実現に向けたそれぞれの役割 】

市 民 の 役 割	広域行政を理解し、関心を高めます。
地域・事業者の役割	広域行政を理解し、関心を高めます。
行 政 の 役 割	広域行政の充実、強化による事務事業の効率化。
	主管課 企画財政課

【 施策実現に向けた主要事業 】

・上田地域広域連合広域計画事業 ・上田定住自立圏事業 ・佐久定住自立圏事業

^{注)} 定住自立圏共生ビジョン：地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度以上で昼間人口が多い（昼夜間人口比率が1以上）都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わり深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成する。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・情報処理技術などのインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組みます。

政 策	開かれた市政を推進する				
施策コード	VI360	施策 No.	6 0	重点プロジェクト	

市政が見える広報活動の充実

市民が市政への関心を深めるとともに、参加意識の高揚を図るため広報活動の役割は重要です。市が行う施策や計画されている事業に関する情報を一元化するとともに、より早く、正確に、分かりやすく、利用可能な媒体を駆使して発信することにより、行政の見える化を目指します。

【現状と課題】

広報には、行政側の視点だけでなく市民の知る権利に基づく情報公開を保証するとともに、行政情報を告知して理解と協力を得るための説明責任を果たす役割を有しており、市報とうみをはじめ市ホームページ、メール配信、コミュニティFM放送、CATVなどの媒体を利用した情報提供をしています。昨今は、市民参加型の行政を推進する観点から、単に情報伝達に留まることなく、市民ニーズを把握し、対話と交流を図るための広報が求められる中で、ICT^注を活用した情報発信が急速に進んでいます。

協働のまちづくりを進めるにあたり、市民と行政が情報を共有し一体感を醸成するため、新たなICT技術や広報モニター制度等を有益に活用した広報活動が求められています。

【施策展開の方針】

ホームページやメール配信を活用し、簡易な行政情報の提供を考慮するとともに、ICTの活用にも慣れな方や情報弱者への情報発信の手法に配慮しつつ、双方向のコミュニケーションが可能なSNSの導入について調査・研究のうえ積極的な活用を図ります。また、新たに地域スポークスマン制度を創設し、市民目線に立脚した広報活動に繋げていきます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
市ホームページへのアクセス件数	317,400 件	476,100 件	過去5年間の伸率(1.5倍)
メール配信登録者数	3,495 人	6,735 人	過去5年間の伸率(2.7倍)

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	市政に関心を持って、必要な行政情報の入手し、行政に対し意見や提案をします。		
地域・事業者の役割	市政に関心を持って、必要な行政情報の入手し、行政に対し意見や提案をします。		
行政の役割	誰もが必要な情報について様々な媒体を用いて適時に的確に発信。		
	主管課	企画財政課	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・市報とうみ、ホームページ、メール配信、FM放送、ケーブルテレビ事業
- ・有事に際しての情報配信システム構築事業（コモンズ・FM放送活用による臨時災害放送局）

注）ICT：(Information and Communications Technology)とは、インターネットや携帯電話などの情報通信技術の意

政 策	開かれた市政を推進する				
施策コード	VI361	施策 No.	6 1	重点プロジェクト	○

広聴活動の充実による市民参画の促進

住民と行政の協働の取り組みを進めるためには、広報による情報発信と並行して、市政に対する要望等、広く市民の声を聴き、市政に反映させる広聴が欠かせません。広聴活動の充実により、市民と行政の信頼関係を築き市民参画のまちを目指します。

【現状と課題】

広聴活動は、まちづくり懇談会、市政への提言「私のひとこと」やふれあい市長室を定期的実施し、市民の要望や提案・意見など把握に努めています。また、必要に応じてアンケート調査により、市民意向の統計の把握を実施しています。このほか市民生活に密接に関連する計画等の策定にあたっては参考意見を求めるパブリックコメント制度を実施し、市民参加意識の向上を図っています。

第2次東御市総合計画の策定にあたっては、市民会議を設置し市民と行政がまちづくりの方向性を意見交換し、取りまとめた施策提言を計画に反映する広聴活動に取り組みました。

協働のまちづくりの機運の向上を図るため、幅広い年代層の声を聴く広聴活動の充実と、その情報を活用し施策に反映させていく新たな市民参画の仕組みを構築することが求められています。

【施策展開の方針】

市民が計画段階から関わり行政と共に考え行動する手法として、「市民参画会議」の方策を進めます。また、市ホームページにおいて、施策に関する電子アンケートを実施します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
市民参画会議数	1 件	10 件	
広報・広聴活動の満足度	37%	50%	まちづくりアンケート調査

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	市政や地域に関わりを持ち、広聴活動へ積極的に参加します。		
地域・事業者の役割	地域の広聴集約に努め、広聴活動に積極的に参加します。		
行 政 の 役 割	市民が参画しやすい機会の拡充や広聴機能の充実。		
	主管課	企画財政課、秘書課	
	関連する個別計画	市民協働のまちづくり指針	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・まちづくり懇談会の開催
- ・まちづくりアンケート調査の実施
- ・市政への提言「私のひとこと」の実施
- ・ふれあい市長室の開催
- ・パブリックコメント制度の実施

政 策	すべての人が尊重されるまちを目指す				
施策コード	VI462	施策 No.	6 2	重点プロジェクト	○

男女がともに参画するまちづくり

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

【現状と課題】

平成 21 年に東御市男女共同参画推進条例を制定し、平成 24 年には条例に基づく基本計画として、東御市男女共同参画推進基本計画を策定しました。地区懇談会・講演会等による啓発活動を行ってきたことにより、市民の男女共同参画に対する意識は高まってきています。

一方で、行政や自治会などの方針決定の場への女性の参画は十分とは言えず、固定的役割分担意識が根強く残っていることから、今後も、男女が対等な協力関係を築くための男女共同参画の意識づくりに努める必要があります。

【施策展開の方針】

講演会や地区懇談会・学習会等の開催により、男女共同参画に関する啓発を引き続き行うとともに、女性に責任が偏りがちな子育てや介護への共同参画を推進し、女性の社会参加を支援します。また、男女ともに働きやすい環境づくり、仕事と家庭等の両立支援のために、個人・企業への意識啓発、環境整備の推進を促します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
審議会や委員会等の女性委員の割合	28%	40%	
地域役員への女性の参画促進	11%	20%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	男女共同参画意識を高めます。		
地域・事業者の役割	仕事と家庭、地域と家庭における活動が両立できる環境の整備を進め、地域ぐるみの男女共同参画の体制を築きます。		
行 政 の 役 割	男女共同参画に関する施策の総合的・計画的実施、施策実施にあたっての女性の身体的特質への配慮。		
	主管課	人権同和政策課	
	関連する個別計画	男女共同参画推進基本計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・男女共同参画推進講演会・地区懇談会・各種学習会の開催
- ・審議会や委員会等への女性の登用、参画の促進
- ・各種相談の対応と男女共同参画意識調査の実施・検証

政 策	すべての人が尊重されるまちを目指す				
施策コード	VI463	施策 No.	6 3	重点プロジェクト	

人権意識の高揚と人権擁護の推進

市民一人ひとりが人権とはなにかを理解し、お互いの人権を尊重し合う、差別のないまちを目指します。

【現状と課題】

平成 21 年「人権と暮らしについての意識調査」を実施し、その結果や昨今の社会情勢を踏まえ、人権施策の基本方針及び基本計画の一部見直しを行いました。それに基づき施策を推進してきましたが、現在でも、同和問題や高齢者、子ども、障がい者などに関わる様々な人権問題が存在しています。さらに最近ではインターネット上の様々な人権侵害など新たな問題も起こってきています。

今後も一人ひとりが日常生活の中でお互いの人権を尊重し合う態度や行動力が身に付くよう、引き続き家庭、学校、地域、企業・職場など様々な場を通じての人権同和教育・啓発が必要です。

【施策展開の方針】

「東御市人権施策の基本方針・基本計画」に基づき、人権同和教育・啓発の推進、相談機能の充実等に取り組み、市民の人権意識を高め、人権尊重のまちづくりを総合的に推進します。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
人権擁護対策に対して満足している市民の割合	27%	30%	
日常生活の中で自分の人権が侵害されたと感じたことがある人の割合	33%	30%	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	人権意識を高め、人権問題に対して行動できる力を育みます。		
地域・事業者の役割	行政等が主催する講演会や研修会等へ地域ぐるみで参加し、人権に関する取り組みを実践します。		
行 政 の 役 割	人権尊重のまちづくりに向けた様々な施策の計画的推進。		
	主管課	人権同和政策課、教育課	
	関連する個別計画	人権施策の基本方針・基本計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・小・中学校等や、地域社会での人権同和教育学習会の開催
- ・人権尊重のまちづくり市民の集い・人権講演会等の開催
- ・人権擁護委員の活動支援
- ・人権よろず相談所、心配ごと相談所の開設

政 策	すべての人が尊重されるまちを目指す				
施策コード	VI464	施策 No.	6 4	重点プロジェクト	

多文化共生の推進

外国人が住みやすいまちづくりに取り組むとともに、地域の外国人と日本人がお互いを理解し、尊重し合う関係を築くことができるような社会の実現を目指します。

【現状と課題】

グローバル化の進展に伴い、東御市で暮らす外国人が増加しています。市では、外国人相談窓口を設置し、各課との連携により、就学や保険制度の案内等の相談対応を図っていますが、行政情報をきめ細やかに提供できるように努めることも必要になっています。

また、外国人、日本人がお互いの文化や風習について学ぶ機会の確保が必要となっています。

【施策展開の方針】

多言語での情報提供や相談体制の整備など、外国人が住みやすい環境づくりについて、実態を踏まえながら進めます。また、外国人や外国人の親を持つ子どもの就学に関する困難の把握など、実態を踏まえた支援を進めます。

【まちづくり目標値】

指標名	現状値	目標値	備 考
外国語での行政情報の提供件数	100 件	900 件	
異文化交流サロンの参加者数	35 人	50 人	

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市 民 の 役 割	外国籍住民と交流し、多文化に対する理解を深めます。		
地域・事業者の役割	外国籍住民の社会参加の促進、地域ぐるみの交流を進めます。		
行 政 の 役 割	多文化共生の環境整備、多文化理解の場の提供。		
	主管課	市民課、教育課、生涯学習課	
	関連する個別計画	人権施策の基本方針・基本計画	

【施策実現に向けた主要事業】

- ・外国籍住民向け相談窓口の充実
- ・多言語による情報提供の充実
- ・多文化理解学習事業